

## 第1章

# 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の 一体型実施に関するアンケート調査

【都道府県票】



## 第1章 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査 【都道府県票】

### 1. 調査の概要

#### 1) 目的

- ✓ 各自治体における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な又は連携した実施の推進状況を把握し、今後の一体型実施促進に役立てることを目的とした。都道府県票については、市区町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から実施する取組の状況を把握することを主眼とした。

#### 2) 調査対象と調査方法

##### ① 調査対象

- ✓ 全国47都道府県を対象とした。

##### ② 調査方法

- ✓ 電子ファイル(Excel形式)調査票をEメール添付により送付・回収することにより実施した。

#### 3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和3年5月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和3年10月7日～10月28日(※1)

※1 ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

#### 4) 回収結果

- ✓ 回収数: 47件(回収率100%)
- ✓ 有効回答数: 47件(有効回収率100%)

#### 5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

#### 6) 主な調査内容

- ✓ 主な内容は以下の通り。
  - 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局
  - 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画の策定状況
  - 市町村において両事業の計画的な整備が行われるよう、行動計画等に盛り込んでいる事項
  - 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組
  - ヒアリング調査可否

## 7) 結果のまとめ

### 【放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局について】

- ✓ 放課後児童クラブ所管部局は「福祉部局」が 89.4%、放課後子供教室の所管部局は「教育委員会」が 89.4%。放課後児童クラブと放課後子供教室の所管は「同じ(共管を含む)」(うち、2自治体が福祉部局、2自治体が教育委員会)が 8.5%、「異なる」が 91.5%であった。(図表 1-1～1-4)

### 【新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画の策定状況について】

- ✓ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画について、「都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している」が 93.6%、「(都道府県子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定としている」は 6.4%であった。(図表 1-5)
- ✓ 行動計画等策定の体制及び方法については、「都道府県庁内の放課後児童クラブ及び(又は)放課後子供教室の所管部局にて検討を行った」が 78.7%、「新・放課後子ども総合プランに関する委員会での議論を基に検討した」が 42.6%。(図表 1-6)

### 【市町村において両事業の計画的な整備が行われるよう、行動計画等に盛り込んでいる事項について】

- ✓ 放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修(放課後児童支援員の認定資格研修を除く)に関しては、「行動計画等に盛り込んでいる」が 91.5%。研修の実施状況(行動計画等への記載有無は問わない)については、全ての自治体が「実施している」と回答した。(図表 1-9、1-10)
- ✓ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関しては、「行動計画に盛り込んでいる」が 72.3%。連携に向けた取組については、「取り組んでいる」が 85.1%、「今後取り組む予定」が 4.3%。3自治体が「取り組んでいない」と回答した。連携に取り組んでいる自治体の取組内容は、「定期的な情報共有や協議の機会」が 65.0%と最も多く、次いで「会議体の設置」が 62.5%であった。(図表 1-13～1-15)
- ✓ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関しては、「行動計画等に盛り込んでいる」が 74.5%。特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組については、「取り組んでいる」が 87.2%であった。(図表 1-16、1-17)

### 【放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組について】

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するために実施している取組としては、「推進委員会等の設置」(48.9%)、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作製、動画配信等)」(40.4%)、「都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定」(36.2%)が多い結果となった。その他の取組としては、「新・放課後子ども総合プランとコミュニティ・スクール推進の会を設置」等の回答が見られた。(図表 1-18)

### 【放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関する意見・要望について】

- ✓ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施に向けた課題としては、放課後児童クラブ・放課後子供教室に関わる各アクターが「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を良く理解し、理念を共有する必要性が挙げられた。また、保護者が安心して働ける環境や、子どもたちの豊かな体験活動を整備するためには、活動場所の確保や人材の養成、地域人材の発掘など、地域全体で子どもを育てるための環境整備が不可欠であるとの意見も聞かれた。

## 2. 調査結果

※調査結果において、「SA」は単一回答、「MA」は複数回答を示す。

### 1) 自治体の状況について

#### ① 放課後児童クラブの所管部局(問1①)

✓ 放課後児童クラブ所管部局は、「福祉部局」が89.4%、「教育委員会」が4.3%。

図表1-1 放課後児童クラブ所管部局数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	42	89.4
2	教育委員会	2	4.3
3	その他	3	6.4
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

#### ② 放課後子供教室の所管部局(問1②)

✓ 放課後子供教室の所管部局は、「福祉部局」が4.3%、「教育委員会」が89.4%。

図表1-2 放課後子供教室所管部局数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	2	4.3
2	教育委員会	42	89.4
3	その他	3	6.4
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

#### ③ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局(問1③)

✓ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管は「同じ(共管を含む)」が8.5%、「異なる」が91.5%。

✓ なお、所管部局が「同じ」と回答した4自治体の放課後児童クラブ及び放課後子供教室所管部局別を確認したところ、2自治体が福祉部局、2自治体が教育委員会であった。

図表1-3 放課後児童クラブの所管部局別・放課後子供教室の所管部局別自治体数-1(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ(共管含む)	4	8.5
2	異なる	43	91.5
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

図表1-4 放課後児童クラブの所管部局別・放課後子供教室の所管部局別自治体数-2(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ(福祉部局)	2	4.3
2	同じ(教育委員会)	2	4.3
3	同じ(その他)	0	0.0
4	異なる	43	91.5
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	47	100.0

④ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画の策定状況について(問2①)

- ✓ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画(※)について、「都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している」が93.6%、「(都道府県子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている」は6.4%であった。

図表1-5 新・放課後子ども総合プランに基づき策定した行動計画(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している	44	93.6
2	(都道府県子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている	3	6.4
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

※新・放課後子ども総合プランでは、市町村が放課後児童クラブ・放課後子供教室両事業の整備に向けて円滑な取組促進が図られるようにする観点から、都道府県に対して「(子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進に基づく行動計画策定指針に則し)都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むべき事項」を定めている。本設問及び以降の設問は、自治体为新・放課後子ども総合プランに基づき策定している計画について伺ったもの。なお、この計画について以降の設問では「行動計画等」と呼ぶ。

⑤ 行動計画等を策定する上での体制・方法(問2②)

- ✓ 行動計画等策定の体制及び方法については、「新・放課後子ども総合プランに関する委員会での議論を基に検討した」が42.6%、「都道府県庁内の放課後児童クラブ及び(又は)放課後子供教室の所管部局にて検討を行った」が78.7%、「市区町村を交えて検討を行った」が14.9%となっている。

図表1-6 行動計画等を策定する上での体制・方法(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	新・放課後子ども総合プランに関する委員会での議論を基に検討した	20	42.6
2	都道府県庁内の放課後児童クラブ及び(又は)放課後子供教室の所管部局にて検討を行った	37	78.7
3	市区町村を交えて検討を行った	7	14.9
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

⑥ 第二期都道府県子ども・子育て支援事業計画の行動計画策定時の対応状況(問2③)

- ✓ 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画を都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定した自治体に対し、第二期行動計画策定時の対応について伺ったところ、「放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直した」割合が95.5%であった。

図表1-7 第二期子ども・子育て支援事業計画の行動計画策定時の対応状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直した	42	95.5
2	放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直さなかった	2	4.5
	無回答	0	0.0
	非該当	3	
	全体	44	100.0

- ✓ 上記設問にて「放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直した」と回答した自治体に対し、見直しの具体的な内容を尋ねた結果は、「市区町村計画を反映し、見直しを完了した」が76.2%、「市区町村計画量の反映に加えて、都道府県にて行動計画(量以外)の見直しを行った」が16.7%。
- ✓ (都道府県において見直しを行った場合の)見直しの具体的な内容としては、「特別な配慮を必要とする児童への対応に関する事項の追加」「貧困家庭における子どもへの支援」「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携の促進について明記」「放課後児童クラブと放課後子供教室の職員を対象とした合同研修の開催」等の回答がみられた。
- ✓ その他の回答として、「待機児童数の減少に向けた計画の見直しを実施」「放課後児童クラブは市町計画量を反映、放課後子供教室は反映せず」といった回答がみられた。

図表1-8 行動計画の見直しの具体的な内容(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	市区町村計画量を反映し、見直しを完了した	32	76.2
2	市区町村計画量の反映に加えて、都道府県にて行動計画(量以外)の見直しを行った	7	16.7
3	その他	3	7.1
	無回答	0	0.0
	非該当	5	
	全体	42	100.0

- ✓ (都道府県において見直しを行わなかった場合の)見直さなかった理由については、「研修計画に変更がなかったため」「前期計画を継続して推進するため」といった回答があった。

⑦ 放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修(放課後児童支援員の認定資格研修を除く)の実施方法、実施回数等(研修計画)について(問3①)

- ✓ 研修に関する行動計画等への記載状況は、「行動計画等に盛り込んでいる」が91.5%。

図表1-9 研修に関する行動計画等への記載状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行動計画等に盛り込んでいる	43	91.5
2	行動計画等に盛り込んでいない	4	8.5
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 研修の実施状況(行動計画等への記載有無は問わない)については、全ての自治体が「実施している」と回答した。

図表1-10 研修の実施状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	47	100.0
2	今後実施する予定	0	0.0
3	実施していない	0	0.0
4	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 研修の具体的な内容については、74.5%が「両事業の職員・スタッフの合同研修」を、57.4%が「各事業別の研修」を実施していると回答した。

図表1-11 研修の具体的な内容(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	両事業の職員・スタッフの合同研修	35	74.5
2	各事業別の研修	27	57.4
3	その他	3	6.4
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	47	100.0

- ✓ 両事業職員・スタッフの合同研修を実施していると回答した自治体に対し、実施回数を尋ねたところ、「年に1・2回」が40.0%、「年に3・4回」が40.0%、「それ以上」20.0%であった。

図表1-12 研修の実施回数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	年に1・2回	14	40.0
2	年に3・4回	14	40.0
3	それ以上	7	20.0
4	不定期	0	0.0
	無回答	0	0.0
	非該当	12	
	全体	35	100.0

- ✓ 合同研修の内容についての自記式回答のうち、主なものを以下に示す。
  - ・ 子どもの安全管理や子ども理解、支援を要する子どもへの対応に関する講義、意見交換等
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた子どもへの活動支援
  - ・ 学習・体験活動等の企画・実施方策、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有
  - ・ 地域全体で子供たちの成長を支える仕組みづくり、子どもの人間関係形成過程
  - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の従事者・関係者、行政職員、小学校の教職員等を対象に「新・放課後子ども総合プラン」の内容説明や、一体型及び連携型を進めていくための事例紹介、ワークショップ、意見交換等を実施
  - ・ コーディネーター研修、レクリエーション研修、特別支援教育研修、ものづくり研修、防犯・防災対策研修

⑧ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携(問3②)

- ✓ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する行動計画等への記載状況は、「行動計画に盛り込んでいる」が72.3%、「行動計画に盛り込んでいない」が27.7%。

図表1-13 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する行動計画等への記載状況(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行動計画等に盛り込んでいる	34	72.3
2	行動計画等に盛り込んでいない	13	27.7
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 連携に向けた取組については、「取り組んでいる」が85.1%、「今後取り組む予定」が4.3%、「取り組んでいない」が6.4%であった。
- ✓ なお、「取り組んでいない」と回答した3自治体、及び「その他」と回答した2自治体のうち1自治体については、両事業の所管部局が「異なる」と回答しており、所管部局の統一との関連性は見られなかった。

図表1-14 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組状況 (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	取り組んでいる	40	85.1
2	今後取り組む予定	2	4.3
3	取り組んでいない	3	6.4
4	その他	2	4.3
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に取り組んでいると回答した自治体に対し、取組の具体的な内容を尋ねたところ、「定期的な情報共有や協議の機会」が65.0%と最も多く、次いで「会議体の設置」が62.5%、「連携推進役(窓口等)の設置」12.5%であった。
- ✓ 「その他」として、「必要に応じて適宜情報共有を行っている」「学校・家庭・地域の連携協力推進事業推進委員会への参加」といった回答がみられた。

図表1-15 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組内容 (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	会議体の設置	25	62.5
2	連携推進役(窓口等)の設置	5	12.5
3	定期的な情報共有や協議の機会	26	65.0
4	異動(併任含む)	2	5.0
5	その他	3	7.5
	無回答	0	0.0
	非該当	7	
	全体	40	100.0

⑨ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策(問3③)

- ✓ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策の行動計画等への記載状況は、「行動計画等に盛り込んでいる」が74.5%、「行動計画等に盛り込んでいない」が25.5%。

図表1-16 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策の行動計画等への記載状況 (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行動計画等に盛り込んでいる	35	74.5
2	行動計画等に盛り込んでいない	12	25.5
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

- ✓ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組については、「取り組んでいる」が87.2%、「取り組んでいない」が10.6%であった。

図表1-17 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策の取組状況 (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	取り組んでいる	41	87.2
2	今後取り組む予定	0	0.0
3	取り組んでいない	5	10.6
4	その他	1	2.1
	無回答	0	0.0
	全体	47	100.0

⑩ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組について(問4)

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を推進するために実施している取組として、回答割合が多かったのは、「推進委員会等の設置」(48.9%)、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作製、動画配信等)」(40.4%)、「都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定」(36.2%)等。
- ✓ その他の取組として、以下のような回答があった。
  - ・ 新・放課後子ども総合プランとコミュニティ・スクール推進の会を設置
  - ・ 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」「新・放課後子ども総合プラン」及びその他の学校・家庭・地域の連携推進に関する総合的な在り方を検討する委員会の設置
  - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関することを同一課内で連携して実施

図表1-18 都道府県担当部局における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	推進委員会等の設置	23	48.9
2	都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定	17	36.2
3	放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作成、動画配信等)	19	40.4
4	一体的な又は連携した運営に関する運営マニュアルの作成	0	0.0
5	一体的な又は連携した運営における安全管理マニュアルの作成	3	6.4
6	連携に関する相談役・相談窓口の設置	1	2.1
7	一部地域での一体型・連携実施の試行	5	10.6
8	先進地域の視察	6	12.8
9	その他	4	8.5
	無回答	7	14.9
	全体	47	100.0

- ✓ これを所管部局別にみると、「推進委員会等の設置」を実施する割合が所管が同じ場合で 25.0%、異なる場合で 51.2%。また、「都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定」を実施する割合は、所管が同じ場合で 50.0%、異なる場合で 34.9%。

図表1-19 都道府県担当部局における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組(所管部局別)(MA)

		合計	問4①. 都道府県担当部局における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組み(MA)									
			1. 推進委員会等の設置	2. 都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定	3. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作成、動画配信等)	4. 一体的な又は連携した運営に関する運営マニュアルの作成	5. 一体的な又は連携した運営における安全管理マニュアルの作成	6. 連携に関する相談役・相談窓口の設置	7. 一部地域での一体型・連携実施の試行	8. 先進地域の視察	9. その他	無回答
全体		47	23	17	19	0	3	1	5	6	4	7
		100.0	48.9	36.2	40.4	0.0	6.4	2.1	10.6	12.8	8.5	14.9
所管部局	同じ	4	1	2	1	0	0	0	0	1	1	0
	異なる	43	22	15	18	0	3	1	5	5	3	7
		100.0	51.2	34.9	41.9	0.0	7.0	2.3	11.6	11.6	7.0	16.3

※nが少ないことに留意が必要。

- ✓ 以下は、新・放課後子ども総合プランにおいて「都道府県行動計画等に盛り込むべき内容」として示された3項目(※)全てに取り組んでいるか否かの別で、両事業の連携した実施の推進に向けた取組有無をみたもの。取り組んでいる自治体の方が、両事業の連携した実施の推進に向けた取組を行う割合が高い。

図表1-20 都道府県担当部局における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組(3つの取組有無別)(MA)

		合計	問4①. 都道府県担当部局における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて実施している取組(MA)									
			1. 推進委員会等の設置	2. 都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定	3. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作成、動画配信等)	4. 一体的な又は連携した運営に関する運営マニュアルの作成	5. 一体的な又は連携した運営における安全管理マニュアルの作成	6. 連携に関する相談役・相談窓口の設置	7. 一部地域での一体型・連携実施の試行	8. 先進地域の視察	9. その他	無回答
全体		47	23	17	19	0	3	1	5	6	4	7
		100.0	48.9	36.2	40.4	0.0	6.4	2.1	10.6	12.8	8.5	14.9
「研修」「教育委員会と福祉部局の連携」「特別な配慮を必要とする児童への対応」	全て取り組んでいる	36	21	14	15	0	2	1	5	5	3	2
	上記以外	11	2	3	4	0	1	0	0	1	1	5
		100.0	18.2	27.3	36.4	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1	9.1	45.5

※新・放課後子ども総合プランにおいて「都道府県行動計画等に盛り込むべき内容」として示された3項目: ①地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等(研修計画)、②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策、③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策について

※上記3つの取組を全て「実施している又は取り組んでいる」と回答した場合には「全て取り組んでいる」、それ以外(「取組予定又は実施予定」「取り組んでいない又は実施していない」「その他」)の場合には「上記以外」としている。

- ✓ 都道府県担当部局における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した実施の推進に向けて推進委員会等を設置していると回答した自治体に対して、その具体的な内容を尋ねた結果を示す。
- ✓ 委員会等の構成員は以下のとおり。

図表1-21 推進委員会の構成員(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県の福祉部局担当者	23	100.0
2	都道府県の教育委員会担当者	23	100.0
3	市区町村の福祉部局担当者	15	65.2
4	市区町村の教育委員会担当者	20	87.0
5	学校関係者	18	78.3
6	PTA関係者	17	73.9
7	社会教育関係者	14	60.9
8	児童福祉関係者	15	65.2
9	学識経験者	19	82.6
10	放課後児童クラブ関係者	19	82.6
11	放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者	14	60.9
12	学校運営協議会関係者	4	17.4
13	(選択肢6～12以外の) 地域住民	0	0.0
14	その他	2	8.7
	無回答	0	0.0
	非該当	24	
	全体	23	100.0

- ✓ 委員会等の開催回数(年間)は、「1回」が39.1%、「2回」が52.2%、「3回」が8.7%であった。平均値は1.7回。

図表1-22 推進委員会の開催回数(カテゴリ別)

No.	カテゴリ名	n	%
1	1回	9	39.1
2	2回	12	52.2
3	3回	2	8.7
	無回答	0	0.0
	非該当	24	
	全体	23	100.0

図表1-23 推進委員会の開催回数(数量)

合計	39
平均	1.7
分散(n-1)	0
標準偏差	1
最大値	3
最小値	1
無回答	0
非該当	24
全体	23

- ✓ 委員会等での主な審議内容は、「教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策」(82.6%)、「都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針」(78.3%)、「人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実」(65.2%)、「事業実施後の検証・評価」(52.2%)等。

図表1-24 推進委員会での審議内容(MA)

No.	カテゴリ名	n	%
1	教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策	19	82.6
2	都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針	18	78.3
3	安全管理方針	5	21.7
4	人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実	15	65.2
5	広報活動方策	5	21.7
6	事業実施後の検証・評価	12	52.2
7	その他	2	8.7
	無回答	0	0.0
	非該当	24	
	全体	23	100.0

- ✓ 委員会等での審議内容については、「公表している」が17.4%、「公表していない」が82.6%。

図表1-25 推進委員会での審議内容の公表(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	公表している	4	17.4
2	公表していない	19	82.6
	無回答	0	0.0
	非該当	24	
	全体	23	100.0

- ✓ 公表の頻度や方法として、以下のような回答があった。
  - ・ 委員会開催後に県ホームページにて公表
  - ・ 事業報告書を作成し、各市町担当課、放課後児童クラブ及び放課後子供教室へ配布

⑪ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関する意見・要望(問5)

<都道府県内の実態等に関すること>

- ・ 県内の放課後児童クラブ実施においては人材の確保(特に放課後児童支援員認定資格研修の受講資格をもつ方の確保)が難しく、また、小学校の余裕教室の使用について学校が難色を示すなど苦慮している。そのような中で、同一の小校区内で両事業を実施するというのは非常にハードルが高い。また、1自治体に小学校が1校程度となっている自治体においては、共働き世帯に限定してしまうと放課後の居場所がない児童が生じてしまう。そのため、放課後児童クラブまたは放課後子供教室のどちらかを実施することで、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進している。2つの事業を両立させるのではなく、地域の実情に応じた取組ができるよう、両事業の制度面の整備や補助金の見直しが必要であると考えます。
- ・ 35人学級の実施拡大等に伴い、放課後児童クラブや放課後子供教室の実施場所が更に不足している旨、一部の自治体から申出を受けている。「新・放課後子ども総合プラン」では、学校施設の徹底的活用が謳われる一方、近年では学校施設の活用が頭打ちとなっている自治体も見受けられる。
- ・ 県内には、放課後児童クラブの人員確保や施設整備が難しい故、放課後児童クラブを設置せず、放課後子供教室のみを子どもの放課後の居場所確保として活用し、連携等の必要性がない自治体がある。
- ・ 放課後子供教室のスタッフの高齢化により、一体的に運営する上では放課後児童クラブ職員による児童の見守りに係る負担が大きくなりやすいという課題がある。

<一体型実施の推進方針に関すること>

- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室は、単なる「預かりの場」ではなく、それぞれにねらいがある。放課後児童クラブは、放課後児童支援員の助けを借りながら児童が基本的な生活習慣や社会性を習得することを目指す。放課後子供教室は地域の住民の協力を得て、学習支援、多様な体験プログラム、スポーツ活動などを行うことができるようにする。一体型の名のもと、両事業がそれぞれのねらいから離れてしまわないよう、行政担当者・教室運営者・学校関係者・保護者は、「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を良く理解し、理念を共有する必要がある。
- ・ 保護者が安心して働くことができる環境を整えるため、また子どもたちの放課後の居場所や豊かな体験活動を保障するために、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した実施は重要だと考えている。そのためにも活動場所の確保や人材の養成、地域人材の発掘など、地域全体で子どもを育てるための環境整備が必要と感じる。

以上

## 第2章

# 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の 一体型実施に関するアンケート調査

【市区町村票】



## 第2章 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査 【市区町村票】

### 1. 調査の概要

#### 1) 目的

- ✓ 各自治体における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な又は連携した実施の推進状況を把握し、今後の一体型実施促進に役立てることを目的とした。

#### 2) 調査対象と調査方法

##### ① 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計1,741自治体(743町、183村、792市および23区、令和3年10月28日現在)を対象とした。

##### ② 調査方法

- ✓ 都道府県及び指定都市、中核市に対し電子ファイル(Excel形式)調査票をEメール添付により送付。
- ✓ 都道府県から特別区・一般市・町村に対して、調査依頼および調査票を送付いただいた。
- ✓ 回答票は、各自治体から弊社に直接Eメール送付いただくことにより回収した。

#### 3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和3年5月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和3年10月7日～10月28日(※1)

※1 調査実施期間を過ぎて回収した一部の調査票も、集計に含めている。

#### 4) 回収結果

- ✓ 回収数: 1,202件(回収率:69.0%)
- ✓ 有効回答数: 1,200件(有効回答率:68.9%)

【全自治体数に占める有効回答数:都市区分別】

No.	カテゴリ一名	全体	有効回答数	有効回答率
1	政令指定都市	20	19	95.0
2	東京特別区	23	19	82.6
3	中核市	60	54	90.0
4	一般市	712	533	74.9
5	町村	926	575	62.1
	全体	1741	1,200	68.9

#### 5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効を除いて集計している。また、割合を算出する際には非該当を除いている。集計方法について注がある場合には、その方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

## 6) 主な調査内容

- ✓ 主な内容は以下の通り。
  - 自治体の概要
  - 放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況
  - 放課後児童クラブと放課後子供教室の事業計画
  - 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携推進状況
  - ヒアリング調査可否

## 7) 結果のまとめ

### 【放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施に関する検討体制について】

#### (運営委員会)

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を「設置している」割合が48.0%。(図表 2-58)
- ✓ 自治体管内に一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室が1か所以上ある自治体(以下、「一体型を実施している自治体」という)では、1か所もない自治体(以下、「一体型を実施していない自治体」という)よりも運営委員会を「設置している」と回答する割合が高い。(図表 2-61)

#### (小学校区ごとの協議会)

- ✓ 小学校区ごとの協議会等の設置状況については、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」が15.7%、「学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている」が3.8%、「上記のいずれも実施している」が1.4%。都市区分別にみると、東京特別区では他の都市区分と比較して「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」割合が高い(52.6%)。一方で、一般市や町村では「必要があれば都度打合せを実施」するなど、インフォーマルな場で自治体担当者や両事業関係者との話し合いを行う状況が推察される。(図表 2-64、2-65)
- ✓ また、一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」と回答する割合が高い。(図表 2-67)

### 【放課後児童クラブの実施推進状況について】

- ✓ 放課後児童クラブについて、「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答した自治体の割合は40.0%。(図表 2-70)
- ✓ 事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体における今後の設置予定場所は、「小学校内等が中心」が67.4%、「小学校外が中心」が11.5%、「場所は定めていない」が20.8%。(図表 2-72)
- ✓ 小学校内等での実施を検討する理由としては、「子どもが安全に過ごすことができるため」が97.6%で最も多く、続いて「学校との連絡調整を行いやすいため」が69.7%、「実施場所を確保しやすいため」が46.9%。「その他」には、「学校改築に合わせた新規開設が可能のため」等の回答があった。(図表 2-75)
- ✓ 小学校内等での実施を推進するために実施している事項は、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が70.6%で最も多く、続いて「学校敷地内へのプレハブ等の設置検討」が42.2%。これを都市区分別にみると、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」については政令指定都市及び中核市において他の都市区分よりも回答割合が高い結果となった。(図表 2-78、2-79)

- ✓ また、一体型の実施有無別にみると、一体型を実施している自治体では「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」の割合が高く、一体型を実施していない自治体では、「小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討」を実施する割合が高い。(図表 2-80)
- ✓ 小学校内等での実施を検討しない理由は、「余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため」が 76.2%で最も多く、続いて「小学校外に利用しやすい施設等があるため」「その他」が 19.8%であった。「その他」には、「立地場所として良いなら、学校内外にこだわらない」「民設民営児童クラブの誘致を積極的に行っているため」等の回答があった。(図表 2-81)

## 【放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について】

### (両事業の連携推進状況)

- ✓ 両事業の連携推進状況については、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が 32.8%、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 44.7%。これを都市区分別にみると、政令指定都市及び東京特別区では、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(ともに 68.4%)。一般市及び町村では、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」がそれぞれ 48.6%、43.7%。所管部局別にみると、所管部局が「同じ(福祉部局、教育委員会以外)」の場合には、他の場合と比較して「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(70.0%)。(図表 2-91、2-92、2-93)
- ✓ また、一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い。(図表 2-94)
- ✓ 都道府県票と紐づけを行ったところ、都道府県において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策」に取り組んでいる場合には、管内市区町村でも「連携に推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高いことが分かった(34.2%)。所管部局間の連携に向けた都道府県の積極性が管内市区町村の積極性にも影響している可能性が示唆される。(図表 2-95)
- ✓ 連携を推進していると回答した自治体の一体型実施の推進状況は、「連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が 36.9%、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 47.3%。(図表 2-97)
- ✓ これを都市区分別にみると、一般市及び町村では、他の都市区分と比較して「自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が低く(それぞれ 35.2%、28.1%)、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」と回答する割合が高い(それぞれ 51.1%、47.8%)。所管部局別にみると、「同じ(福祉部局、教育委員会以外)」の場合には「自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い(69.2%)。また、「異なる」の場合には「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 52.2%を占める。(図表 2-98、2-99)
- ✓ 一体型を実施している自治体では、「(一体型実施の推進に向けて)自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い。(図表 2-100)
- ✓ 都道府県票と紐づけを行ったところ、都道府県において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策」に取り組んでいる場合には、管内市区町村でも「一体型実施の推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い(38.5%)。所管部局間の連携に向けた都道府県の積極性が管内市区町村の積極性に影響しているものと考えられる。(図表 2-101)

#### (一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること)

- ✓ 一体的な又は連携した実施を推進する自治体の実施している取組は、「利用者への事業内容周知」が41.9%と最も多く、続いて「都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加」が35.9%。(図表2-103)
- ✓ これを都市区分別にみると、「安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ」は、政令指定都市及び東京特別区では42.9%が実施しているが、その他の地域では3割に満たない。また、「市町村独自の従事者・参画者の研修の実施」は、政令指定都市・東京特別区・中核市では半数以上が実施しているが、一般市・町村では3割に満たない。一方で、「試行的な行事の実施」は、一般市・町村でそれぞれ2割強と、他の都市区分と比較して若干高い割合となっている。(図表2-104)
- ✓ 多くの項目において、一体型を実施している自治体の方が、実施していない自治体よりも取り組む割合が高い一方、一体型を実施していない自治体の約3割が「試行的な行事の実施」に取り組んでいることが分かった。(図表2-106)

#### (連携した実施や一体型実施を推進していない理由)

- ✓ 両事業の連携した実施、一体型実施を推進していない理由は、「利用者(子どもと保護者)から連携を望む声が聞かれないため」が28.1%で最も多く、続いて「両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため」が27.3%。(図表2-110)
- ✓ これを都市区分別にみたところ、人口規模の少ない自治体の方が、「放課後児童クラブ／放課後子供教室スタッフが不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため」もしくは「放課後子供教室の実施回数が少ないため」と回答する割合が高い傾向が見られた。(図表2-111)
- ✓ 一体型の実施有無別にみると、一体型を実施している自治体では「放課後子供教室の実施回数が少ないため」と回答する割合が高い(39.3%)。他方、一体型を実施していない自治体では、「同一小学校内での事業実施が難しいため」と回答する割合が高い(32.3%)。(図表2-113)

#### 【一体型の効果・成果として期待するもの・実際に感じていること】

- ✓ 一体型の効果・成果として期待するもの・実際に感じていることについて、一体型を実施している自治体では、「異年齢間交流の拡大」「普段の学校生活では出来ない体験機会の提供」「小学校内での実施による児童・保護者の安心」「地域で子どもを見守る環境の整備」等の回答が多くみられた。
- ✓ 一方、今後の一体型推進に向けた課題として、一体型を実施していない自治体では「所管部局が異なるため、両事業間の協議を行うことができない」「両事業の目的が異なるため、実際に従事する職員等の理解獲得が難しい」「両事業の運営形態が異なるため、円滑な運営が困難」「運営主体が異なるため、連携が困難」等が多く聞かれた。
- ✓ また、「事故等が発生した場合の責任の所在が不明確」「放課後児童クラブの登録児童が放課後子供教室に参加する場合の児童の所在の把握が困難」等、責任範囲の不明確さや安全管理の難しさを課題に挙げている自治体もみられた。これら課題に対して、一定の基準や事例の提示を求める声もある。今後、継続した調査・情報提供が望まれる。
- ✓ さらに、そもそも放課後児童クラブを実施していない理由として「放課後子供教室を実施することで、利用ニーズに対応している」を選択する割合が高く、アンケートの自由回答には「待機児童がいないため、放課後子供教室を実施する必要がない」「目的の異なる2つの事業を一体化させる必要はない」等の回答もみられている。新・放課後子ども総合プランが推進する「一体型実施」について、適切な理解を促す重要性が示唆される。

## 【一体化した運営を行う自治体の状況】

- ✓ 本調査では、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室がある自治体とそうでない自治体とで、一体型の推進状況・取組内容に違いがあるかをみた。一方で、一体型を推進する自治体の中には、管内の放課後児童クラブ・放課後子供教室を一体化した運営(※)とするところが一定数あることに留意が必要である。これらの自治体では、一体型実施について独自の目的や方針、推進体制等を持つ場合があり、このことが集計結果に影響を与えている可能性があるためである。そこで、調査結果の集計は、一体型を実施している自治体を、一体化した運営を行う自治体とそれ以外に分けて行うこととした。以下は、管内の全ての放課後児童クラブ・放課後子供教室を一体化した運営とする自治体の特徴である。
- ✓ 一体型を実施する自治体の中でも、特に一体化した運営を行う自治体において、運営委員会の設置や小学校区ごとの協議会等を設置する割合が高い。これらの会議体が、両事業関係者の情報共有だけでなく、両事業運営者・従事者の横の連携や、地域・学校等との情報共有・意見交換の場として機能する状況が推察される。(図表 2-61、2-67)
- ✓ また、両事業の連携・一体型実施の推進についても、一体化した運営を行う自治体では「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」「(一体型実施の推進に向けて)自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が特に高い(それぞれ 60.7%、60.6%)。新・放課後子ども総合プランは、ここで定義した一体化した運営そのものを推進するものではないが、当該自治体における推進体制や取組内容等には、現在連携等が無い両事業実施自治体にとって参考となる情報があると考えられる。(図表 2-94、2-100)

(※)「一体化した運営」:一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のうち、一定程度常設的に(もしくは、週のうち複数日開設など定期的に)放課後児童クラブと放課後子供教室の利用児童が同一空間・時間・プログラムを共有し、従事者(関与する人、担う人)も同一のもの。

## 2. 調査結果

※調査結果における「SA」は単一回答、「MA」は複数回答を示す。

### 1) 自治体の状況について

#### ① 回答自治体

- ✓ 回答が得られた自治体を都市区分別にみると、「政令指定都市」1.6%、「東京特別区」1.6%、「中核市」4.5%、「一般市」44.4%、「町村」47.9%。
- ✓ 回答が得られた自治体を地域区分別にみると、「北海道・東北」23.2%、「関東・信越」26.3%、「東海・北陸」13.3%、「近畿」10.8%、「中国・四国」11.6%、「九州・沖縄」14.8%。

図表2-1 都市区分別回答自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	政令指定都市	19	1.6
2	東京特別区	19	1.6
3	中核市	54	4.5
4	一般市	533	44.4
5	町村	575	47.9
	全体	1,200	100.0

図表2-2 地域別回答自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	北海道・東北	278	23.2
2	関東・信越	316	26.3
3	東海・北陸	160	13.3
4	近畿	129	10.8
5	中国・四国	139	11.6
6	九州・沖縄	178	14.8
	全体	1,200	100.0

② 放課後児童クラブの設置状況(問1②)

- ✓ 回答が得られた自治体のうち、放課後児童クラブを「設置している」割合は95.3%、「設置していない」割合は4.8%。

図表2-3 放課後児童クラブの実施状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	1,143	95.3
2	設置していない	57	4.8
	無回答	0	0.0
	全体	1,200	100.0

③ 放課後児童クラブの所管部局(問1②)

- ✓ 放課後児童クラブの所管部局は、「福祉部局」が63.9%、「教育委員会」が28.3%、「その他」が8.4%。

図表2-4 放課後児童クラブ所管部局数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	730	63.9
2	教育委員会	323	28.3
3	その他	96	8.4
	無回答	1	0.1
	非該当	57	
	全体	1,143	100.0

④ 放課後子供教室の実施状況(問1③)

- ✓ 回答が得られた自治体のうち、放課後子供教室を「実施している」割合は68.4%、「実施していない」は31.6%。

図表2-5 放課後子供教室の実施状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	821	68.4
2	実施していない	379	31.6
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	1,200	100.0

⑤ 放課後子供教室の所管部局(問1③)

- ✓ 放課後子供教室の所管部局は、「福祉部局」が8.6%、「教育委員会」が85.5%、「その他」が5.8%。

図表2-6 放課後子供教室の所管部局(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	71	8.6
2	教育委員会	702	85.5
3	その他	48	5.8
	無回答	6	0.7
	非該当	379	
	全体	821	100.0

⑥ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局(問1④)

- ✓ 放課後児童クラブの所管部局と放課後子供教室の所管部局は「同じ(共管を含む)」が34.9%、「異なる」が64.6%。
- ✓ なお、所管部局が「同じ」と回答した自治体について、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局別での集計を行ったところ、「同じ(福祉部局)」が24.2%、「同じ(教育委員会)」64.8%、「同じ(その他)」が11.0%。

図表2-7 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局-1(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ(共管を含む)	273	34.9
2	異なる	506	64.6
	無回答	4	0.5
	非該当	417	
	全体	783	100.0

図表2-8 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局-2(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ(福祉部局)	66	24.2
2	同じ(教育委員会)	177	64.8
3	同じ(その他)	30	11.0
	全体	273	100.0

⑦ 放課後子供教室以外の地域学校協働活動実施状況(問1⑤)

- ✓ 回答が得られた自治体のうち、放課後子供教室以外の地域学校協働活動を「実施している」割合は50.6%、「実施していない」は47.8%。
- ✓ 放課後子供教室を実施している自治体では、実施していない自治体と比較して放課後子供教室以外の地域学校協働活動を実施する割合が高い(61.9%)。

図表2-9 放課後子供教室以外の地域学校協働活動状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	607	50.6
2	実施していない	573	47.8
	無回答	20	1.7
	非該当	0	
	全体	1,200	100.0

注1. 地域学校協働活動: 地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

図表2-10 放課後子供教室の実施状況別地域学校協働活動状況別自治体数(SA)

		合計	問1⑤. 放課後子供教室以外の地域学校協働活動の実施状況(SA)		
			1. 実施している	2. 実施していない	無回答
全体		1200	607	573	20
		100.0	50.6	47.8	1.7
問1③. 放課後子供教室の実施状況(SA)	1. 実施している	821	508	306	7
		100.0	61.9	37.3	0.9
	2. 実施していない	379	99	267	13
	100.0	26.1	70.4	3.4	
	無回答	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0

- ✓ 以下は、上記設問において放課後子供教室以外の地域学校協働活動を「実施している」と回答した自治体に対し、地域学校協働活動推進員の委嘱状況を尋ねたもの。「実施している全ての地区で委嘱」は46.1%、「実施している一部の地区で委嘱」は10.5%、「委嘱していない」は36.6%。
- ✓ 「その他」として、「教育委員会社会教育担当が推進員の業務を担っている」「市立公民館職員が担っている」「地区ごとで委嘱は行っておらず、教育委員会が選定した委員で行っている」「市教育委員会が『地域密着型教育コーディネーター』として委嘱」等の回答があった。

図表2-11 地域学校協働活動推進員の委嘱状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	地域学校協働活動を実施している全ての地区で委嘱	280	46.1
2	地域学校協働活動を実施している一部の地区で委嘱	64	10.5
3	委嘱していない	222	36.6
4	その他	38	6.3
	無回答	3	0.5
	非該当	593	
	全体	607	100.0

注2. 地域学校協働活動推進員:教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域住民等に対する助言などを行うといった、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う者

- ✓ 地域学校協働活動推進員の放課後子供教室への関わりについては、「放課後子供教室を含めた地域学校協働活動をコーディネートしている」が29.3%、「放課後子供教室の活動に係るコーディネートは行っていない」が55.4%。
- ✓ 「その他」として、「コーディネートしているところとそうでないところがある」「コーディネートは行っていないが、会議等には参加している」等の回答があった。

図表2-12 地域学校協働活動推進員の放課後子供教室への関わり別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後子供教室を含めた地域学校協働活動をコーディネートしている	178	29.3
2	放課後子供教室の活動に係るコーディネートは行っていない	336	55.4
3	その他	57	9.4
	無回答	36	5.9
	非該当	593	
	全体	607	100.0

注3. 「放課後子供教室の活動に係るコーディネートは行っていない」には、地域学校協働活動推進を委嘱していない自治体が含まれるほか、地域学校協働活動推進員の活動地区と放課後子供教室の開催地区が異なる自治体も含まれている可能性が高いことに留意が必要。

⑧ 社会教育主事の配置状況(問1⑥)

- ✓ 放課後児童クラブ・放課後子供教室所管部局内に社会教育主事を「配置している」割合は50.7%、「配置していない」は47.9%。

図表2-13 社会教育主事の配置状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	配置している	308	50.7
2	配置していない	291	47.9
	無回答	8	1.3
	非該当	593	
	全体	607	100.0

注4. 設問の並びの都合上、放課後子供教室以外の地域学校協働活動を実施している自治体のみ回答いただいた。

2) 放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況について

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の設置数について(問2①、②)

- ✓ 放課後児童クラブの設置数は、「1～5か所」が38.7%、「6～10か所」が18.1%、「11～15か所」が11.5%、「16～20か所」が9.1%、「21か所以上」が22.1%。設置数計は20,753、平均値は18.3。
- ✓ 実施箇所数を運営形態別にみた場合の集計結果は以下のとおり。

図表2-14 放課後児童クラブ設置数別自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	1～5か所	442	38.7
2	6～10か所	207	18.1
3	11～15か所	131	11.5
4	16～20か所	104	9.1
5	21か所以上	253	22.1
	無回答	6	0.5
	非該当	57	
	全体	1,143	100.0

注5. 放課後児童クラブ設置自治体のみを回答対象としている。

図表2-15 放課後児童クラブ設置数

合計	20,753
平均	18.3
最大値	563
最小値	1
無回答(自治体数)	6
非該当(自治体数)	57
全体(自治体数)	1,143

図表2-16 放課後児童クラブ設置数(運営形態別)

	公立公営	公立民営	民立民営
合計	5,694	10,073	4,986
平均	5.0	8.9	4.4
最大値	171	339	224
最小値	0	0	0
無回答(自治体数)	6	6	6
非該当(自治体数)	57	57	57
全体(自治体数)	1,143	1,143	1,143

- ✓ 放課後子供教室の実施箇所数は、「1～5か所」が55.1%、「6～10か所」が20.8%、「11～15か所」が8.4%、「16～20か所」が4.1%、「21か所以上」が10.5%。実施箇所数計は8,561、平均値は10.5。
- ✓ 実施箇所数を実施形態別にみた場合の集計結果は以下のとおり。

図表2-17 放課後子供教室実施数別自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	1～5か所	452	55.1
2	6～10か所	171	20.8
3	11～15か所	69	8.4
4	16～20か所	34	4.1
5	21か所以上	86	10.5
	無回答	9	1.1
	非該当	379	
	全体	821	100.0

注6. 放課後子供教室実施自治体のみを回答対象としている。

図表2-18 放課後子供教室実施数

合計	8,561
平均	10.5
最大値	344
最小値	1
無回答（自治体数）	9
非該当（自治体数）	379
全体（自治体数）	821

図表2-19 放課後子供教室実施数（実施形態別）

	公営	委託	その他
合計	3,825	3,869	867
平均	4.7	4.8	1.1
最大値	93	284	339
最小値	0	0	0
無回答（自治体数）	9	9	9
非該当（自治体数）	379	379	379
全体（自治体数）	821	821	821

② 「実施場所別」の放課後児童クラブと放課後子供教室の数について(問2③)

- ✓ 両事業を実施している自治体に対し、放課後児童クラブの設置数を設置場所別に尋ねた結果は以下のとおり。小学校内等で実施する放課後児童クラブの数は 10,735 か所、うち同一小学校内で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施するものの数(放課後児童クラブ数)は 5,633 か所。

図表2-20 実施場所別放課後児童クラブ設置自治体数、放課後児童クラブ数

問2③放課後児童クラブを小学校内等で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
783	669	85.4	10,735	13.8	339	0
うち、同一小学校内等で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
669	511	76.4(65.3)	5,633	7.6	339	0
放課後児童クラブを小学校外で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(e)	件数(f)	f/e	合計値	平均値	最大値	最小値
783	570	72.8	6,240	8.0	224	0

- ✓ 両事業を実施している自治体に対し、放課後子供教室の実施数を実施場所別に尋ねた結果は以下のとおり。小学校内等で実施する放課後子供教室の数は 7,101 か所、うち同一小学校内で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施するものの数(放課後子供教室数)は 4,786 か所。

図表2-21 実施場所別放課後子供教室実施自治体数、放課後子供教室数

問2③放課後子供教室を小学校内等で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
783	658	84.0	7,101	9.2	344	0
うち、同一の小学校内等で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
658	473	71.9(60.4)	4,786	6.8	339	0
放課後子供教室を小学校外で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(e)	件数(f)	f/e	合計値	平均値	最大値	最小値
783	339	43.3	1,384	1.8	98	0

注7. 調査票では「うち、同一の小学校内等で放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する」数の回答欄を両事業共通で1か所しか設けていなかったが、「放課後児童クラブ数」と「放課後子供教室数」を分けて回答した自治体が多くみられたため、分けて集計することとした。

図表2-22 両事業の連携状況別自治体数、放課後児童クラブ数

問2④放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できる						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
783	648	82.8	10,185	13.6	563	0
うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
648	242	37.3(30.9)	3,155	4.2	339	0
うち、同一の小中学校内等で両事業を実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(e)	件数(f)	f/e(f/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
648	466	71.9(59.5)	5,006	6.7	339	0
うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(g)	件数(h)	h/g(h/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
466	204	43.8(26.1)	2,621	3.5	339	0
問2④放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できない						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(i)	件数(j)	j/i	合計値	平均値	最大値	最小値
783	260	33.2	4,612	6.2	207	0

図表2-23 両事業の連携状況別自治体数、放課後子供教室数

問2④放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できる						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
783	657	83.9	7,200	9.6	339	0
うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
657	237	36.1(30.3)	2,787	3.8	339	0
うち、同一の小中学校内等で両事業を実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(e)	件数(f)	f/e(f/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
657	441	67.1(56.3)	4,194	5.8	339	0
うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(g)	件数(h)	h/g(h/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
441	199	45.1(25.4)	2,385	3.2	339	0
問2④放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できない						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後子供教室数			
全体(i)	件数(j)	j/i	合計値	平均値	最大値	最小値
783	187	23.9	1,090	1.5	70	0

注8. 調査票では「うち、同一小中学校内等で両事業を実施」「うち、活動企画・運営で両事業職員・スタッフが協働している」数の回答欄を両事業共通で1か所しか設けていなかったが、「放課後児童クラブ数」と「放課後子供教室数」を分けて回答した自治体が多くみられたため、分けて集計することとした。

- ✓ 両事業を実施している自治体のうち、同一小学校内で両事業を実施しており、放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるもの(放課後児童クラブ)が1か所以上ある自治体の割合は、59.5%。

図表2-24 同一小学校内で両事業を実施しており、放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるものが1か所以上ある(=該当あり)自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	該当なし	276	35.2
2	該当あり	466	59.5
	無回答	41	5.2
	非該当	417	
	全体	783	100.0

注9. 新・放課後子ども総合プランでは、一体型の放課後児童クラブを「同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」としている。そのため、以降はこの定義に当てはまる放課後児童クラブ及び放課後子供教室が1か所以上がある場合を「一体型を実施している」、1か所もない場合を「一体型を実施していない」とする。以下、全て同じ。

- ✓ なお、一体型を実施している自治体を都市規模別にみると、一般市で一体型を実施している割合が66.2%、町村では同42.0%。

図表2-25 同一小学校内で両事業を実施しており、放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるものが1か所以上ある自治体数(都市区分別)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	政令指定都市	19	17	89.5
2	東京特別区	19	17	89.5
3	中核市	47	41	87.2
4	一般市	405	268	66.2
5	町村	293	123	42.0
	全体	783	466	59.5

注10. 「全体」は本設問の回答対象自治体数(両事業を実施している自治体数)。なお、無回答の自治体がnに含まれていないことに留意が必要。

- ✓ 所管部局別にみると、所管部局が「同じ(教育委員会)」の自治体のうち一体型を実施している割合が59.9%、「異なる」自治体で同55.3%。

図表2-26 同一小学校内で両事業を実施しており、放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動に参加できるものが1か所以上ある自治体数(所管部局別)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	同じ(福祉部局)	66	51	77.3
2	同じ(教育委員会)	177	106	59.9
3	同じ(その他)	30	27	90.0
4	異なる	506	280	55.3
	無回答	4	2	50.0
	全体	783	466	59.5

注11. 「全体」は本設問の回答対象自治体数(両事業を実施している自治体数)。なお、無回答の自治体がnに含まれていないことに留意が必要。

- ✓ 一体型の運営形態を把握するため、一体型として実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室の「放課後児童クラブ運営形態」「放課後子供教室運営形態」「放課後子供教室活動頻度」「放課後子供教室運営主体」「両事業の運営主体(同じ/異なる)」を尋ね、5,551件の回答を得た。一体型として実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営形態等は、以下のとおり。

図表2-27 一体型の数

a. 放課後児童クラブ運営形態別

No	a.放課後児童クラブ 運営形態	合計	%
1	公立公営	2066	37.2
2	公立民営	2842	51.2
3	民立民営	395	7.1
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

b. 放課後子供教室運営形態別

No	b.放課後子供教室 運営形態	合計	%
1	公営	2207	39.8
2	委託	2438	43.9
3	その他	658	11.9
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

c. 放課後子供教室の運営主体別

No	d.放課後子供教室 運営主体	合計	%
1	市区町村	2207	39.8
2	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	1818	32.8
3	社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人	452	8.1
4	営利法人	577	10.4
5	その他	249	4.5
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

d. 両事業の運営主体が同じか異なるか

No	e.両事業の運営主体	合計	%
1	同じ	2454	44.2
2	異なる	2849	51.3
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

e. 放課後子供教室の活動頻度別

No	c.子供教室活動頻度	合計	%
1	毎日	1656	29.8
2	週1回以上	2318	41.8
3	月1~2回	849	15.3
4	月1回より少ない	440	7.9
5	長期休暇中のみ	40	0.7
	無回答	248	4.5
	合計	5551	100.0

注12.a~e で一部無回答の場合は無回答として集計。

- ✓ 一体型を実施する自治体に対して、一体化した運営を行う放課後児童クラブの数を尋ねたところ、一体型として実施する放課後児童クラブの数5,006か所に対して、一体化した運営を行うものは2,242か所であった。

図表2-28 一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室数

合計	2,242
平均	5.0
最大値	339
最小値	0
無回答	24
非該当	728
全体	472

注13. 一体化した運営：一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のうち、一定程度常設的に（もしくは、週のうち複数日開設など定期的に）放課後児童クラブと放課後子供教室の利用児童が同一空間・時間・プログラムを共有し、従事者（関与する人、担う人）も同一のものを「一体化した運営」と呼ぶ。以下、全て同じ。

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数に占める一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の割合を見た。割合が0%（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室はあるが、一体化した運営を行うものはない）の自治体が58.9%、100%（一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室は全て一体化した運営を行っている）の自治体が30.7%と、二極化している。

図表2-29 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のうち、一体化した運営を行うものの割合別自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0%	278	58.9
2	10%未満	0	0.0
3	10%以上30%未満	9	1.9
4	30%以上50%未満	8	1.7
5	50%以上	12	2.5
6	100%	145	30.7
	無回答	20	4.2
	非該当	728	
	全体	472	100.0

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数と、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数が同じ自治体数、すなわち、「管内で一体型として実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室は、全て一体化した運営を行っている」自治体数は、145であった。これを都市区分別に集計した結果は、以下のとおり。

図表2-30 (参考) 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数と、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数が同じ自治体数

		一体型を1か所以上 設置している 自治体数	うち、全ての一体型が一 体化した運営を行う自治 体数	%
都市区分	1. 政令指定都市			
	2. 東京特別区	17	11	64.7
	3. 中核市	41	10	24.4
	4. 一般市	268	71	26.5
	5. 町村	123	44	35.8
全体		466	145	31.1

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数と、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数が異なる自治体数、すなわち、「管内に一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室はあるが、それらは(必ずしも)一体化した運営を行っているわけではない」自治体数は298。これを都市区分別に集計した結果は、以下のとおり。

図表2-31 (参考) 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の数と、一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数が異なる自治体数

		一体型を1か所以上 設置している 自治体数	うち一体型実施の数と一 体化した運営を行うもの の数が一致していない自 治体数	%
都市区分	1. 政令指定都市			
	2. 東京特別区	17	5	29.4
	3. 中核市	41	31	75.6
	4. 一般市	268	185	69.0
	5. 町村	123	69	56.1
全体		466	298	63.9

③ 放課後児童クラブもしくは放課後子供教室を設置していない理由について(問2⑤)

- ✓ 放課後児童クラブを設置していない自治体にその理由を尋ねたところ、選択する割合が高かったのは、「放課後子供教室を実施することで、利用ニーズに対応している」(42.1%)、「実施体制(運営主体、人材)を確保できない」(38.6%)、「(放課後子供教室以外の)独自事業等を実施することで、放課後児童クラブの利用ニーズに対応している」(28.1%)、「実施体制(場所)を確保できない」(22.8%)等。

図表2-32 放課後児童クラブを実施していない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用ニーズがない	7	12.3
2	実施体制(運営主体、人材)を確保できない	22	38.6
3	実施体制(場所)を確保できない	13	22.8
4	実施体制(予算)を確保できない	4	7.0
5	放課後子供教室を実施することで、利用ニーズに対応している (放課後子供教室以外の)独自事業等を実施することで、放課 後児童クラブの利用ニーズに対応している	24	42.1
6	その他	16	28.1
	無回答	3	5.3
	非該当	1,143	
	全体	57	100.0

- ✓ 放課後子供教室を実施していない自治体にその理由を尋ねたところ、選択する割合が多かったのは、「実施体制(運営主体、人材)を確保できない」(51.5%)、「実施体制(場所)を確保できない」(28.5%)、「実施体制(予算)を確保できない」(24.8%)等。
- ✓ 「その他」としては、「放課後児童クラブを実施することで放課後子供教室の参加希望に対応している」「放課後児童クラブの整備を優先している」等の回答が多くみられた。

図表2-33 放課後子供教室を実施していない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	参加希望がない	82	21.6
2	実施体制(運営主体、人材)を確保できない	195	51.5
3	実施体制(場所)を確保できない	108	28.5
4	実施体制(予算)を確保できない	94	24.8
5	独自事業や他の活動(放課後子供教室以外の地域学校協働活動 を含む)を実施することで、放課後子供教室の参加希望に対応 している	61	16.1
6	その他	32	8.4
	無回答	74	19.5
	非該当	821	
	全体	379	100.0

3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業計画について ※問3～7の設問は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の両方を実施している自治体のみを回答対象としている。

① 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業計画策定について(問3①)

- ✓ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業計画については、「市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものを策定している」割合が85.8%、「(市町村子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている」割合が13.5%。

図表2-34 事業計画策定の建付け別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している	672	85.8
2	(市町村子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている	106	13.5
	無回答	5	0.6
	非該当	417	
	全体	783	100.0

注14.新・放課後子ども総合プランでは、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して「(子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進に基づく行動計画策定指針に則し)市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込む事項」を定めている。以降は、市町村が計画的な事業整備に向けて策定している計画についてお伺いするもの。なお、この計画について以降の設問では「計画」又は「行動計画等」と呼ぶ。

② 事業計画等への記載内容について(問3②、問4)

a) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

- ✓ 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量については、「計画内に明示」が89.7%、「明示していない」が9.6%。

図表2-35 行動計画への記載状況別自治体数  
:放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	702	89.7
2	明示していない	75	9.6
	無回答	6	0.8
	非該当	417	
	全体	783	100.0

✓ これを都市区分別にみた結果は、以下のとおり。

図表2-36 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)  
:放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		合計	問3②. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	702	75	6
		100.0	89.7	9.6	0.8
都市区分	1. 政令指定都市	19	19	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	2. 東京特別区	19	17	2	0
		100.0	89.5	10.5	0.0
	3. 中核市	47	43	4	0
	100.0	91.5	8.5	0.0	
4. 一般市	405	370	30	5	
	100.0	91.4	7.4	1.2	
5. 町村	293	253	39	1	
	100.0	86.3	13.3	0.3	

✓ なお、行動計画等に明示している目標整備量の範囲については、「補助対象外施設を含めた目標事業量を明示している」が34.0%、「補助対象外施設は目標事業量に含めていない」が65.4%であった。

図表2-37 補助対象外施設を含めた目標整備量の記載有無別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	補助対象外施設を含めた目標事業量を明示している	239	34.0
2	補助対象外施設は目標事業量に含めていない	459	65.4
	無回答	4	0.6
	非該当	498	
	全体	702	100.0

✓ 目標整備量を明示していると回答した自治体に対し、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量の明示有無を尋ねたところ、「計画内に明示」が45.0%、「明示していない」が52.8%。

図表2-38 行動計画への記載状況別自治体数  
:一体型実施の目標整備量(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	316	45.0
2	明示していない	371	52.8
	無回答	15	2.1
	非該当	498	
	全体	702	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市は他の都市区分と比べて「計画内に明示」と回答する割合が高い(73.7%)。

図表2-39 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)

:一体型実施の目標整備量(SA)

		合計	問3②-2. (計画的に明示している場合) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		702	316	371	15
		100.0	45.0	52.8	2.1
都市区分	1. 政令指定都市	19	14	5	0
		100.0	73.7	26.3	0.0
	2. 東京特別区	17	9	7	1
		100.0	52.9	41.2	5.9
	3. 中核市	43	24	17	2
	100.0	55.8	39.5	4.7	
	4. 一般市	370	169	196	5
		100.0	45.7	53.0	1.4
	5. 町村	253	100	146	7
		100.0	39.5	57.7	2.8

b) 放課後子供教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

- ✓ 放課後子供教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量については、「計画内に明示」が 38.2%、「明示していない」が 59.8%。

図表2-40 行動計画への記載状況別自治体数  
: 放課後子供教室の目標整備量 (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	299	38.2
2	明示していない	468	59.8
	無回答	16	2.0
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみた結果は、以下のとおり。

図表2-41 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)  
: 放課後子供教室の目標整備量 (SA)

		合計	問3③. 放課後子供教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量 (SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	299	468	16
		100.0	38.2	59.8	2.0
都市区分	1. 政令指定都市	19	9	10	0
		100.0	47.4	52.6	0.0
	2. 東京特別区	19	13	6	0
		100.0	68.4	31.6	0.0
	3. 中核市	47	24	23	0
	100.0	51.1	48.9	0.0	
	4. 一般市	405	159	237	9
		100.0	39.3	58.5	2.2
	5. 町村	293	94	192	7
		100.0	32.1	65.5	2.4

c) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策については、「計画内に明示」が 46.4%、「計画内に明示していない」が 52.4%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答があった。
  - ・ 定期的な打合せで、児童の受入れや引渡しについて連携を図れる体制を構築
  - ・ 関係機関と連携して、放課後子供教室の一体的な整備を図るため、定期的な打合せの機会を設ける
  - ・ 連携によるイベントを企画し、段階的に事業を増やす
  - ・ 放課後児童支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日数の検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設ける
  - ・ 郷土の文化・芸能等にふれあう活動、スポーツ活動、地域資源を活用した共通のプログラムを構築
  - ・ 多様な子ども同士の関係を形成し、地域の人と関わりを体験できる安心で安全な居場所を提供

図表2-42 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

: 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	363	46.4
2	明示していない	410	52.4
	無回答	10	1.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では6割以上が「計画内に明示」と回答している。特に東京特別区は、他の都市区分と比べて「計画内に明示」と回答する割合が高い(78.9%)。

図表2-43 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

		合計	問4①. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	363	410	10
		100.0	46.4	52.4	1.3
都市区分	1. 政令指定都市	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	2. 東京特別区	19	15	4	0
		100.0	78.9	21.1	0.0
	3. 中核市	47	30	17	0
	100.0	63.8	36.2	0.0	
4. 一般市	405	210	189	6	
	100.0	51.9	46.7	1.5	
5. 町村	293	96	193	4	
	100.0	32.8	65.9	1.4	

- ✓ 行動計画等への記載の有無を放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局別にみた結果は以下のとおり。所管部局が同じか異なるかによって、大きな違いはみられない。

図表2-44 行動計画への記載状況別自治体数(所管部局別)(SA)

: 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

		合計	問4①. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	363	410	10
		100.0	46.4	52.4	1.3
所管部局	同じ(福祉部局)	66	37	29	0
		100.0	56.1	43.9	0.0
	同じ(教育委員会)	177	68	105	4
		100.0	38.4	59.3	2.3
同じ(その他)	30	16	14	0	
	100.0	53.3	46.7	0.0	
異なる	506	240	260	6	
	100.0	47.4	51.4	1.2	

d) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ✓ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策については、「計画内に明示」が42.4%、「計画内に明示していない」が56.3%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
  - ・ 教育委員会と連携し、余裕教室や使用しない特別教室を活用。
  - ・ 日常的に学校と情報交換を行い、活動場所の調整を行うことで余裕教室や体育館の利用促進を検討。
  - ・ 教室等の活用状況や放課後子供教室の実施可能地区を把握し、必要に応じて整備計画を策定するなど、放課後対策において教育委員会と福祉部局が連携し、協議・検討を行う。

図表2-45 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

: 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	332	42.4
2	明示していない	441	56.3
	無回答	10	1.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみた結果は、以下のとおり。政令指定都市、東京特別区、中核市では6割以上が「計画内に明示」と回答している。他方、町村では「計画内に明示」と回答する割合が25.3%と低い。

図表2-46 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

		合計	問4②. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	332	441	10
		100.0	42.4	56.3	1.3
都市区分	1. 政令指定都市	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	2. 東京特別区	19	14	5	0
		100.0	73.7	26.3	0.0
	3. 中核市	47	33	14	0
	100.0	70.2	29.8	0.0	
	4. 一般市	405	199	199	7
		100.0	49.1	49.1	1.7
	5. 町村	293	74	216	3
		100.0	25.3	73.7	1.0

- ✓ 行動計画等への記載の有無を放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部局別にみた結果は以下のとおり。

図表2-47 行動計画への記載状況別自治体数(所管部局別)(SA)

: 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

		合計	問4②. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	332	441	10
		100.0	42.4	56.3	1.3
所管部局	同じ(福祉部局)	66	34	32	0
		100.0	51.5	48.5	0.0
	同じ(教育委員会)	177	67	106	4
		100.0	37.9	59.9	2.3
	同じ(その他)	30	16	14	0
		100.0	53.3	46.7	0.0
	異なる	506	215	285	6
		100.0	42.5	56.3	1.2

e) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策については、「計画内に明示」が36.9%、「計画内に明示していない」が61.7%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
  - ・ プログラムの実施にあたり、小学校内での活動場所や実施時間などについて、学校・事業者・行政の連携体制を整備し、質の充実に努める
  - ・ 事故に対する対応や、予算措置・執行における事前協議をし、責任の所在を明確化する
  - ・ 各担当職員が互いの放課後活動を合同で視察したり、より緊密な連携を図るための意見交換を実施したりする
  - ・ 児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時にも対応できるよう、迅速な情報交換、情報共有を行うなど十分な連携を推進する
  - ・ 放課後児童クラブの受け入れについて、保健、医療、福祉と連携しながら支援を行う。巡回支援専門員の派遣を受けて発達障害など知識の習得及び研修を行う
  - ・ 協議会を設置することにより課題や情報を共有して、児童の安全・安心な居場所の確保に努める

図表2-48 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

:放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	289	36.9
2	明示していない	483	61.7
	無回答	11	1.4
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では約半数又はそれ以上が「計画内に明示」と回答している。特に東京特別区は、他の都市区分と比べて「計画内に明示」と回答する割合が高い(63.2%)。他方、町村では「計画内に明示」と回答する割合が 27.0 %と低い。

図表2-49 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

		合計	問4③ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	289	483	11
		100.0	36.9	61.7	1.4
都市区分	1. 政令指定都市	19	9	10	0
		100.0	47.4	52.6	0.0
	2. 東京特別区	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	3. 中核市	47	26	21	0
	100.0	55.3	44.7	0.0	
	4. 一般市	405	163	234	8
		100.0	40.2	57.8	2.0
	5. 町村	293	79	211	3
		100.0	27.0	72.0	1.0

f) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- ✓ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策については、「計画内に明示」が 46.9%、「計画内に明示していない」が 51.7%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
  - ・ 障害のある児童など特別な配慮を必要とする児童の受入れを行うために、放課後児童支援員が、積極的に研修に参加できる環境を整える
  - ・ 障害児または病児・病後児等の特別なケアが必要な子どもに対して、医療機関とも連携を図りながら、十分な支援が図られる体制を構築する
  - ・ 放課後児童支援員等を増員し、当該児童が放課後等を安心して過ごすことができる環境づくりに努める
  - ・ 関係機関との適切な情報共有・情報提供を行い児童の健全育成及び療育を進めていく
  - ・ 特別支援学校のコーディネーターによる巡回指導を行う
  - ・ 放課後発達支援コーディネーターの配置や、配慮を必要とする児童に対応する支援員を確保する

図表2-50 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

: 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	367	46.9
2	明示していない	405	51.7
	無回答	11	1.4
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では6割以上が「計画内に明示」と回答している。

図表2-51 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

		合計	問4④. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	367	405	11
		100.0	46.9	51.7	1.4
都市区分	1. 政令指定都市	19	13	6	0
		100.0	68.4	31.6	0.0
	2. 東京特別区	19	14	5	0
		100.0	73.7	26.3	0.0
	3. 中核市	47	30	17	0
	100.0	63.8	36.2	0.0	
4. 一般市	405	208	189	8	
	100.0	51.4	46.7	2.0	
5. 町村	293	102	188	3	
	100.0	34.8	64.2	1.0	

g) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- ✓ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組については、「計画内に明示」が34.1%、「計画内に明示していない」が64.1%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
  - ・ 今後の児童数の推移をみながら、必要に応じ開設時間の延長や新たな施設整備を検討する。
  - ・ 国の基準(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)を超えた開所時間とする。
  - ・ 地域の実情や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて協議・検討を行う。

図表2-52 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

: 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	267	34.1
2	明示していない	502	64.1
	無回答	14	1.8
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では半数以上が「計画内に明示」と回答している。

図表2-53 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

		合計	問4⑤. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783 100.0	267 34.1	502 64.1	14 1.8
都市区分	1. 政令指定都市	19 100.0	12 63.2	7 36.8	0 0.0
	2. 東京特別区	19 100.0	13 68.4	6 31.6	0 0.0
	3. 中核市	47 100.0	25 53.2	22 46.8	0 0.0
	4. 一般市	405 100.0	144 35.6	252 62.2	9 2.2
	5. 町村	293 100.0	73 24.9	215 73.4	5 1.7

h) 各放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策

- ✓ 各放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策については、「計画内に明示」が37.3%、「明示していない」が60.7%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
  - ・ 新たに学校法人に委託し、法人の資源とノウハウを活用し、支援の充実を図る
  - ・ 専門的な知識等を有するアドバイザーを配置し、学童保育室への巡回による助言・指導等の支援を行い、学童保育の質向上に取り組む
  - ・ 子ども運営委員会を組織し、子ども達が運営に主体的・積極的に関わるなどの取組を推進する
  - ・ 放課後児童クラブの責任体制を明確にし、支援員が関係機関と連携して事業を実施する
  - ・ 放課後児童クラブの情報共有や交流等の機会を増やし、さらなる連携強化を図りながら、子ども達の遊びを多様化させ、できるだけ多くの体験を積めるように努めていく。さらに、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の取組みを実施し、放課後児童クラブ以外の児童や大人とのふれあいの中で、子どもの自主性と社会力のより一層の向上を図る

図表2-54 行動計画への記載状況別自治体数(SA)  
:放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	292	37.3
2	明示していない	475	60.7
	無回答	16	2.0
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では半数以上が「計画内に明示」と回答している。

図表2-55 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

: 放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策

		合計	問4⑥. 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	292	475	16
		100.0	37.3	60.7	2.0
都市区分	1. 政令指定都市	19	13	6	0
		100.0	68.4	31.6	0.0
	2. 東京特別区	19	11	8	0
		100.0	57.9	42.1	0.0
	3. 中核市	47	27	20	0
	100.0	57.4	42.6	0.0	
	4. 一般市	405	171	223	11
		100.0	42.2	55.1	2.7
	5. 町村	293	70	218	5
		100.0	23.9	74.4	1.7

i) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- ✓ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策については、「計画内に明示」が28.6%、「計画内に明示していない」が69.1%。
- ✓ 計画内に明示していると回答した自治体に、具体的な記載内容を尋ねたところ、以下のような回答が得られた。
  - ・ 実施場所での取組の掲示や利用者向け説明会の実施、地域に対する運営内容等の説明、地域連絡会での意見交換等
  - ・ 保護者を対象とした説明会の開催や保護者への定期的なお便りの発信、ホームページ等の活用を推進するとともに、事業内容、各クラブの概要、活動内容等について、情報の積極的な公開に努める。
  - ・ 子育てガイドブック・マップを発行し、子育て支援に関する情報や制度、手続き施策等を包括的にお知らせ。
  - ・ 子育て世帯向けの情報媒体の配布や市ホームページ等による周知を強化するとともに、放課後子供教室との連携を通じて地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制を目指す。
  - ・ 小学校区ごとに自治会長、民生委員・児童委員、保護者、学校関係者などが参加する地域連絡会議を定期的に開催する。

図表2-56 行動計画への記載状況別自治体数(SA)

:利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

No.	カテゴリー名	n	%
1	計画内に明示	224	28.6
2	明示していない	541	69.1
	無回答	18	2.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、他の記載項目ほどの明確な違いはみられないものの、町村では「計画内に明示」の割合が18.1%と低い。

図表2-57 行動計画への記載状況別自治体数(都市区分別)(SA)

:利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

		合計	問4⑦. 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策(SA)		
			1. 計画内に明示	2. 明示していない	無回答
全体		783	224	541	18
		100.0	28.6	69.1	2.3
都市区分	1. 政令指定都市	19	9	10	0
		100.0	47.4	52.6	0.0
	2. 東京特別区	19	9	10	0
		100.0	47.4	52.6	0.0
	3. 中核市	47	21	26	0
	100.0	44.7	55.3	0.0	
4. 一般市	405	132	262	11	
	100.0	32.6	64.7	2.7	
5. 町村	293	53	233	7	
	100.0	18.1	79.5	2.4	

j) 上記以外の記載内容

- ✓ 上記以外に行動計画等へ記載している事項がある場合に、その具体的な内容を尋ねたところ、以下のよう回答が得られた。
  - ・ 保護者のニーズの多様化に対応するための民間学童クラブへの支援。
  - ・ 学童需要の多い施設については、利用実態を勘案のうえ、学童保育の定員数を柔軟に見直すことで、ニーズに対応できる受入れ体制を確保。

③ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施に関する検討体制について(問5①)

- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を「設置している」割合が48.0%、「設置していない」割合は51.6%。

図表2-58 運営委員会の設置有無別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	376	48.0
2	設置していない	404	51.6
	無回答	3	0.4
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区では他の都市区分と比較して「設置している」と回答する割合が高い(いずれも 78.9%)。

図表2-59 運営委員会の設置有無別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問5①. 運営委員会の設置有無(SA)		
			1. 設置している	2. 設置していない	無回答
全体		783	376	404	3
		100.0	48.0	51.6	0.4
都市区分	1. 政令指定都市	19	15	4	0
		100.0	78.9	21.1	0.0
	2. 東京特別区	19	15	4	0
		100.0	78.9	21.1	0.0
	3. 中核市	47	28	19	0
	100.0	59.6	40.4	0.0	
	4. 一般市	405	196	206	3
		100.0	48.4	50.9	0.7
	5. 町村	293	122	171	0
		100.0	41.6	58.4	0.0

- ✓ 所管部局別にみると、両事業の所管が同じ場合の方が、異なる場合よりも「設置している」と回答する割合が高い。

図表2-60 運営委員会の設置有無別自治体数(所管部局別)(SA)

		合計	問5①. 運営委員会の設置有無(SA)		
			1. 設置している	2. 設置していない	無回答
全体		783	376	404	3
		100.0	48.0	51.6	0.4
所管部局	同じ(福祉部局)	66	42	24	0
		100.0	63.6	36.4	0.0
	同じ(教育委員会)	177	98	77	2
		100.0	55.4	43.5	1.1
	同じ(その他)	30	21	9	0
		100.0	70.0	30.0	0.0
	異なる	506	214	291	1
		100.0	42.3	57.5	0.2

- ✓ 次に一体型での実施状況別にみるが、一体型での実施を行っている自治体の中でも、一体化した運営を推進する自治体とそれ以外の自治体とでは、一体型実施の考え方や推進体制が異なる可能性が考えられる。したがって、以降は、一体型を実施している自治体を、一体化した運営を行う自治体(注)とそれ以外と分けたいのでの集計結果を示すこととした。
- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「設置している」と回答する割合が高い。なかでも、一体化した運営を行う自治体では、「設置している」と回答する割合が高い(63.4%)。

図表2-61 運営委員会の設置有無別自治体数(一体型実施状況別)(SA)

		合計	問5①. 運営委員会の設置有無(SA)		
			1. 設置している	2. 設置していない	無回答
全体		783	376	404	3
		100.0	48.0	51.6	0.4
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	145	92	52	1
		100.0	63.4	35.9	0.7
上記以外		298	155	143	0
		100.0	52.0	48.0	0.0
一体型実施を行っていない		311	107	202	2
		100.0	34.4	65.0	0.6

注15.「一体型の放課後児童クラブ・放課後児童クラブの数(問2④b-1-2)」と「一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数(問2④-2)」が同数であった場合、「一体化した運営を行う自治体(集計表では「全て一体化した運営」と表記)」とみなしている。したがって、「上記」以外には「一体型として実施する放課後児童クラブ・放課後子供教室が1か所以上ある」自治体のうち、「一体化した運営を行うところはない」と「一体化した運営を行うところとそうでないところ」が含まれる。以下、全て同じ。

④ 運営委員会の構成員、検討内容について(問5①)

- ✓ 「行政関係者(教育委員会及び福祉部局)(87.0%)、「学校関係者」(86.7%)、「PTA関係者」(72.3%)、「放課後児童クラブ関係者」(71.8%)、「放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者」(70.2%)は多くの自治体で運営委員会の構成員となっている。「社会教育関係者」(56.9%)、「児童福祉関係者」(51.1%)を招く自治体も多い。
- ✓ 「その他」としては、「青少年委員、自治会連合会」「民生委員・児童委員、商工会議所関係者等」「社会福祉協議会」等の回答があった。

図表2-62 運営委員会の構成員別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行政関係者（教育委員会及び福祉部局）	327	87.0
2	学校関係者	326	86.7
3	P T A 関係者	272	72.3
4	社会教育関係者	214	56.9
5	児童福祉関係者	192	51.1
6	学識経験者	144	38.3
7	放課後児童クラブ関係者	270	71.8
8	放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者	264	70.2
9	学校運営協議会関係者	64	17.0
10	（選択肢3～9以外の）地域住民	101	26.9
11	その他	53	14.1
	無回答	1	0.3
	非該当	824	
	全体	376	100.0

注16.問5①に回答がなかったが、問5①-1に回答があった場合、問5①-1の回答を集計に含めている。

- ✓ 運営委員会での検討内容については、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価」(65.7%)が最も多く、続いて「活動プログラムの企画・充実」(65.4%)、「安全管理方策」(52.4%)、「ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策」(40.7%)等。「一体型又は連携した取組の実施方針」を検討する自治体の割合は37.2%であった。
- ✓ 「その他」としては、「放課後子供教室及び放課後児童クラブのニーズの把握」「待機児童解消のための方策、地域との連携方策」等の回答があった。

図表2-63 運営委員会での検討内容別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策	123	32.7
2	学校関係者	77	20.5
3	活動プログラムの企画・充実	246	65.4
4	安全管理方策	197	52.4
5	ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策	153	40.7
6	広報活動方策	112	29.8
7	放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価	247	65.7
8	一体型又は連携した取組の実施方針	140	37.2
9	人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実	86	22.9
10	その他	30	8.0
	無回答	8	2.1
	非該当	824	
	全体	376	100.0

注17.問5①に回答がなかったが、問5①-2に回答があった場合、問5①-2の回答を集計に含めている。

⑤ 小学校区ごとの協議会等の設置状況について(問5②)

- ✓ 小学校区ごとの協議会等の設置状況については、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」が15.7%、「学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている」が3.8%、「上記「1」「2」のいずれも実施している」が1.4%、「その他」が6.1%、「放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない」が68.6%。
- ✓ 「その他」としては、「必要に応じて、学校、教育委員会、支援員等スタッフとの打合せ等を実施」「放課後子供教室の運営に関する会議体の中で、両事業に関する話し合いを行っている」「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営団体等間で情報交換を行っている」等の回答があった。

図表2-64 小学校区ごとの協議会の設置状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している	123	15.7
2	学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている	30	3.8
3	上記「1」「2」のいずれも実施している	11	1.4
4	その他	48	6.1
5	放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない	537	68.6
	無回答	34	4.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ 都市区分別にみると、東京特別区では他の都市区分と比較して「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」と回答する割合が高い(52.6%)。一方で、一般市や町村では「その他」として「必要があれば都度打合せを実施」といった回答がみられ、インフォーマルな場で自治体担当者と両事業関係者との話し合いを行う状況が推察される。

図表2-65 小学校区ごとの協議会の設置状況別自治体数(都市区分別)(SA)

	合計	問5②. 小学校区ごとの協議会等の設置状況(SA)						
		1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している	2. 学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている	3. 上記「1」「2」のいずれも実施している	4. その他	5. 放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない	無回答	
全体	783	123	30	11	48	537	34	
	100.0	15.7	3.8	1.4	6.1	68.6	4.3	
都市区分	1. 政令指定都市	19	6	0	2	10	1	
		100.0	31.6	0.0	0.0	10.5	52.6	5.3
	2. 東京特別区	19	10	1	3	4	0	
		100.0	52.6	5.3	15.8	5.3	21.1	0.0
	3. 中核市	47	9	2	0	4	32	0
	100.0	19.1	4.3	0.0	8.5	68.1	0.0	
4. 一般市	405	68	15	3	23	278	18	
	100.0	16.8	3.7	0.7	5.7	68.6	4.4	
5. 町村	293	30	12	5	18	213	15	
	100.0	10.2	4.1	1.7	6.1	72.7	5.1	

- ✓ 所管部局別にみると、両事業の所管が同じ場合の方が、異なる場合よりも「設置している」と回答(選択肢1又は2又は3を選択)する割合が高い。

図表2-66 小学校区ごとの協議会の設置状況別自治体数(所管部局別)(SA)

		問5②. 小学校区ごとの協議会等の設置状況(SA)						
		合計	1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している	2. 学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている	3. 上記「1」「2」のいずれも実施している	4. その他	5. 放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない	無回答
全体		783 100.0	123 15.7	30 3.8	11 1.4	48 6.1	537 68.6	34 4.3
所管部局	同じ(福祉部局)	66 100.0	19 28.8	3 4.5	0 0.0	4 6.1	39 59.1	1 1.5
	同じ(教育委員会)	177 100.0	24 13.6	10 5.6	6 3.4	11 6.2	116 65.5	10 5.6
	同じ(その他)	30 100.0	9 30.0	1 3.3	0 0.0	2 6.7	17 56.7	1 3.3
	異なる	506 100.0	71 14.0	16 3.2	4 0.8	31 6.1	362 71.5	22 4.3

- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」と回答する割合が高い。なかでも、一体化した運営を行う自治体では、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している」と回答する割合が高い(28.3%)。

図表2-67 小学校区ごとの協議会等の設置有無別自治体数(一体型実施の方針別)(SA)

		問5②. 小学校区ごとの協議会等の設置状況(SA)						
		合計	1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営に関する会議体を設置している	2. 学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いを行っている	3. 上記「1」「2」のいずれも実施している	4. その他	5. 放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する話し合いの場は設置していない	無回答
全体		783 100.0	123 15.7	30 3.8	11 1.4	48 6.1	537 68.6	34 4.3
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	145 100.0	41 28.3	11 7.6	8 5.5	7 4.8	72 49.7	6 4.1
	上記以外	298 100.0	55 18.5	15 5.0	0 0.0	22 7.4	199 66.8	7 2.3
一体型実施を行っていない		311 100.0	20 6.4	4 1.3	2 0.6	15 4.8	251 80.7	19 6.1

⑥ 小学校区ごとの協議会の構成員、検討内容について(問5②)

- ✓ 協議会の構成員は、「放課後子供教室関係者」(80.2%)、「学校関係者」(75.9%)、「放課後児童クラブ関係者」(67.5%)、「行政関係者(教育委員会及び福祉部局)」(60.8%)等。

図表2-68 協議会の構成員別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	行政関係者(教育委員会及び福祉部局)	129	60.8
2	学校関係者	161	75.9
3	P T A関係者	96	45.3
4	放課後児童クラブ関係者	143	67.5
5	放課後子供教室関係者	170	80.2
6	地域住民	76	35.8
7	その他	29	13.7
	無回答	18	8.5
	非該当	988	
	全体	212	100.0

注18.問5②に回答がなかったが、問5②-1、②-2のいずれも回答があった場合、問5②-1、②-2の回答を集計に含めている。

- ✓ 小学校区ごとの協議会等での検討内容については、「放課後児童クラブ・放課後子供教室の活動計画」が67.0%で最も多く、続いて「活動プログラムの企画・運営」が56.1%、「子どもや保護者の課題」が54.7%等。
- ✓ 「その他」としては、「安全管理」「地域の子どもが参加する行事等の検討」、「子どもの様子についての情報交換、子どもの指導のあり方、学校・クラブ・家庭との連携のあり方」等の回答があった。

図表2-69 協議会での検討内容別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室等の年間使用計画	55	25.9
2	放課後児童クラブ・放課後子供教室の活動計画	142	67.0
3	活動プログラムの企画・運営	119	56.1
4	子どもや保護者の課題	116	54.7
5	その他	25	11.8
	無回答	18	8.5
	非該当	988	
	全体	212	100.0

注19.問5②に回答がなかったが、問5②-1、②-2のいずれも回答があった場合、問5②-1、②-2の回答を集計に含めている。

⑦ 放課後児童クラブの事業量確保に向けた取組について(問6①)

- ✓ 放課後児童クラブについて、「必要な事業量確保に向けた取組の途中」の割合が 40.0%、「既に必要な事業量を確保済み」の割合が 58.2%。

図表2-70 放課後児童クラブの事業量確保状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	必要な事業量確保に向けた取組の途中	313	40.0
2	既に必要な事業量を確保済み（事業量の確保が必要ない場合を含む）	456	58.2
	無回答	14	1.8
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、中核市では 83.0%が「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答しており、他の都市区分と比較しても高い。

図表2-71 放課後児童クラブの事業量確保状況別自治体数(都市区分別)(SA)

	合計	問6①. 放課後児童クラブの実施における量の確保について(SA)			
		1. 必要な事業量確保に向けた取組の途中	2. 既に必要な事業量を確保済み（事業量の確保が必要ない場合を含む）	無回答	
全体	783	313 40.0	456 58.2	14 1.8	
都市区分	1. 政令指定都市	19 100.0	13 68.4	6 31.6	0 0.0
	2. 東京特別区	19 100.0	12 63.2	7 36.8	0 0.0
	3. 中核市	47 100.0	39 83.0	7 14.9	1 2.1
	4. 一般市	405 100.0	196 48.4	200 49.4	9 2.2
	5. 町村	293 100.0	53 18.1	236 80.5	4 1.4

- ✓ 事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体に対し、今後の設置予定場所を尋ねたところ、「小学校内等が中心」が 67.4%、「小学校外が中心」が 11.5%、「場所は定めていない」が 20.8%であった。

図表2-72 放課後児童クラブの今後の設置予定場所別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	小学校内等が中心	211	67.4
2	小学校外が中心	36	11.5
3	場所は定めていない	65	20.8
	無回答	1	0.3
	非該当	887	
	全体	313	100.0

注20.問6①に回答がなかったが、問6①-1に回答があった場合、問6①-1の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、町村では他の都市区分と比較して「小学校外が中心」や「場所は定めていない」と回答する割合が高い(それぞれ 20.8%、28.3%)。

図表2-73 放課後児童クラブの今後の設置予定場所別自治体数(都市区分別)(SA)

		問6①-1. (取組の途中の場合) 今後の設置予定場所 (SA)				
		合計	1. 小学校内等が中心	2. 小学校外が中心	3. 場所は定めていない	無回答
	全体	313 100.0	211 67.4	36 11.5	65 20.8	1 0.3
都市区分	1. 政令指定都市	13 100.0	12 92.3	0 0.0	1 7.7	0 0.0
	2. 東京特別区	12 100.0	9 75.0	1 8.3	1 8.3	1 8.3
	3. 中核市	39 100.0	31 79.5	2 5.1	6 15.4	0 0.0
	4. 一般市	196 100.0	132 67.3	22 11.2	42 21.4	0 0.0
	5. 町村	53 100.0	27 50.9	11 20.8	15 28.3	0 0.0

- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「小学校内等が中心」と回答する割合が高い。

図表2-74 放課後児童クラブの今後の設置予定場所別自治体数(一体型実施状況別)(SA)

		合計	問6①-1. (取組の途中の場合) 今後の設置予定場所(SA)			
			1. 小学校内等が中心	2. 小学校外が中心	3. 場所は定めていない	無回答
全体		313 100.0	211 67.4	36 11.5	65 20.8	1 0.3
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	65 100.0	43 66.2	8 12.3	13 20.0	1 1.5
	上記以外	138 100.0	105 76.1	12 8.7	21 15.2	0 0.0
一体型実施を行っていない		101 100.0	55 54.5	15 14.9	31 30.7	0 0.0

- ✓ 小学校内等での実施を検討する理由としては、「子どもが安全に過ごすことができるため」が97.6%で最も多く、続いて「学校との連絡調整を行いやすいため」が69.7%、「実施場所を確保しやすいため」が46.9%等。
- ✓ 「その他」としては、「学校改築に合わせた新規開設が可能なため」等の回答があった。

図表2-75 放課後児童クラブの小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	子どもが安全に過ごすことができるため	206	97.6
2	実施場所を確保しやすいため	99	46.9
3	学校との連絡調整を行いやすいため	147	69.7
4	保護者との連絡調整を行いやすいため	59	28.0
5	地域の理解が得られやすいため	60	28.4
6	利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	84	39.8
7	両事業及び他事業との連携を行いやすいため	71	33.6
8	その他	12	5.7
	無回答	0	0.0
	非該当	989	
	全体	211	100.0

注21.問6①-1に回答がなかったが、問6①-1-1と問6①-1-2の両方に回答があった場合、問6①-1-1、問6①-1-2の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。
  - ・ 「実施場所を確保しやすいため」や「学校との調整を行いやすいため」は政令指定都市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ 66.7%、100.0%)。
  - ・ 「利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため」は東京特別区において他の都市区分よりも回答割合が高い(77.8%)。他方、町村ではこれを選択する割合が 14.8%と低い。
  - ・ 「両事業及び他事業との連携を行いやすいため」は政令指定都市及び東京特別区において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ 66.7%、55.6%)。

図表2-76 放課後児童クラブを小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(都市区分別)(MA)

		合計	問6①-1-1. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を検討する理由(MA)								
			1. 子どもが安全に過ごすことができるため	2. 実施場所を確保しやすいため	3. 学校との連絡調整を行いやすいため	4. 保護者との連絡調整を行いやすいため	5. 地域の理解が得られやすいため	6. 利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	7. 両事業及び他事業との連携を行いやすいため	8. その他	無回答
全体		211	206	99	147	59	60	84	71	12	0
		100.0	97.6	46.9	69.7	28.0	28.4	39.8	33.6	5.7	0.0
都市区分	1. 政令指定都市	12	12	8	12	5	4	7	8	0	0
		100.0	100.0	66.7	100.0	41.7	33.3	58.3	66.7	0.0	0.0
	2. 東京特別区	9	9	3	6	2	2	7	5	2	0
		100.0	100.0	33.3	66.7	22.2	22.2	77.8	55.6	22.2	0.0
	3. 中核市	31	31	14	25	12	11	15	12	1	0
	100.0	100.0	45.2	80.6	38.7	35.5	48.4	38.7	3.2	0.0	
4. 一般市	132	127	64	84	32	36	51	41	9	0	
	100.0	96.2	48.5	63.6	24.2	27.3	38.6	31.1	6.8	0.0	
5. 町村	27	27	10	20	8	7	4	5	0	0	
	100.0	100.0	37.0	74.1	29.6	25.9	14.8	18.5	0.0	0.0	

- ✓ 一体型の実施有無別にみたところ、以下のような傾向がみられた。
  - ・ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体と比較して「利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため」「両事業及び他事業との連携を行いやすいため」を選択する割合が高い。
  - ・ 一体型を実施していない自治体では、実施している自治体と比較して「地域の理解が得られやすいため」を選択する割合が高い。

図表2-77 放課後児童クラブを小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(一体型の実施有無別)(MA)

		合計	問6①-1-1. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を検討する理由(MA)								
			1. 子どもが安全に過ごすことができるため	2. 実施場所を確保しやすいため	3. 学校との連絡調整を行いやすいため	4. 保護者との連絡調整を行いやすいため	5. 地域の理解が得られやすいため	6. 利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	7. 両事業及び他事業との連携を行いやすいため	8. その他	無回答
全体		211	206	99	147	59	60	84	71	12	0
		100.0	97.6	46.9	69.7	28.0	28.4	39.8	33.6	5.7	0.0
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	43	43	21	31	14	9	19	22	1	0
	上記以外	105	103	46	72	22	22	43	36	6	0
		100.0	98.1	43.8	68.6	21.0	21.0	41.0	34.3	5.7	0.0
一体型実施を行っていない		55	52	29	39	20	26	18	8	4	2
		100.0	94.5	52.7	70.9	36.4	47.3	32.7	14.5	7.3	3.6

- ✓ 小学校内等での実施を推進するために実施している事項は、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が70.6%で最も多く、続いて「学校敷地内へのプレハブ等の設置検討」が42.2%、「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」が34.1%、「小学校内に隣接する施設等の利用に向けた検討」が27.5%。
- ✓ 「その他」としては、「学校新設／改築に伴う敷地内への放課後児童クラブ新設」等の回答があった。

図表2-78 放課後児童クラブの小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室の徹底活用等に向けた検討	149	70.6
2	放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進	72	34.1
3	学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	89	42.2
4	小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	58	27.5
5	学校施設の活用に当たっての責任体制明確化	49	23.2
6	その他	7	3.3
7	特に実施していることはない	11	5.2
	無回答	19	9.0
	非該当	989	
	全体	211	100.0

注22.問6①-1に回答がなかったが、問6①-1-1と問6①-1-2の両方に回答があった場合、問6①-1-1、問6①-1-2の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。
  - ・ 「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」は、政令指定都市及び中核市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ100.0%、87.1%)。東京特別区や町村では、これを選択する割合が相対的に低い(ともに55.6%)
  - ・ 「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」も、政令指定都市及び中核市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ83.3%、61.3%)。一般市や町村では、これを選択する割合が27.3%、11.1%と低い。

図表2-79 放課後児童クラブの小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(都市区分別)(MA)

	合計	問6①-1-2. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を推進するために実施している事項(MA)							
		1. 余裕教室の徹底活用等に向けた検討	2. 放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進	3. 学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	4. 小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	5. 学校施設の活用に当たっての責任体制明確化	6. その他	7. 特に実施していることはない	無回答
全体	211	149	72	89	58	49	7	11	19
	100.0	70.6	34.1	42.2	27.5	23.2	3.3	5.2	9.0
都市区分	1. 政令指定都市	12	12	10	10	5	5	0	0
		100.0	100.0	83.3	83.3	41.7	41.7	0.0	0.0
	2. 東京特別区	9	5	4	3	3	3	1	2
		100.0	55.6	44.4	33.3	33.3	33.3	11.1	22.2
	3. 中核市	31	27	19	19	10	9	0	1
	100.0	87.1	61.3	61.3	32.3	29.0	0.0	3.2	
4. 一般市	132	90	36	51	33	30	6	7	10
	100.0	68.2	27.3	38.6	25.0	22.7	4.5	5.3	7.6
5. 町村	27	15	3	6	7	2	0	3	6
	100.0	55.6	11.1	22.2	25.9	7.4	0.0	11.1	22.2

- ✓ 一体型の実施有無別にみたところ、以下のような傾向がみられた。
  - ・ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体と比較して「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」を実施する割合が高い。
  - ・ 一体型を実施していない自治体では、実施している自治体と比較して「小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討」を実施する割合が高い。

図表2-80 放課後児童クラブの小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(一体型の実施有無別)(MA)

		合計	問6①-1-2. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を推進するために実施している事項(MA)							
			1. 余裕教室の徹底活用等に向けた検討	2. 放課後等における学校施設の一時利用(タイムシェア等)の促進	3. 学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	4. 小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	5. 学校施設の活用にあつた責任体制明確化	6. その他	7. 特に実施していることはない	無回答
全体		211	149	72	89	58	49	7	11	19
		100.0	70.6	34.1	42.2	27.5	23.2	3.3	5.2	9.0
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	43	34	21	17	12	9	2	2	1
	上記以外	105	74	34	44	24	24	4	7	9
		100.0	70.5	32.4	41.9	22.9	22.9	3.8	6.7	8.6
一体型実施を行っていない		55	35	14	25	19	15	1	2	7
		100.0	63.6	25.5	45.5	34.5	27.3	1.8	3.6	12.7

- ✓ 小学校内等での実施を検討しないと回答した自治体に対し、その理由を尋ねたところ、「余裕教室確保や学校施設の一時利用が難しいため」が76.2%で最も多く、続いて「小学校外に利用しやすい施設等があるため」「その他」19.8%、「学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため」13.9%等であった。
- ✓ 「その他」としては、「立地場所として良いなら、学校内外にこだわらない」「民設民営児童クラブの誘致を積極的に行っているため」「学校内での実施を優先して検討したが、利用が困難であったため」等の回答があった。

図表2-81 放課後児童クラブの小学校内等での実施を検討しない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室確保や学校施設の一時利用が難しいため	77	76.2
2	学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため	14	13.9
3	利用者から学校外での事業実施を望む声が聞かれるため	0	0.0
4	小学校外に利用しやすい施設等があるため	20	19.8
5	その他	20	19.8
	無回答	2	2.0
	非該当	1,099	
	全体	101	100.0

注23.問6①-1に回答がなかったが、問6①-1-3に回答があった場合、問6①-1-3の回答を集計に含めている。

⑧ 放課後子供教室の事業量確保に向けた取組について(問6②)

- ✓ 放課後子供教室について、「必要な事業量確保に向けた取組の途中」の割合が 38.6%、「既に必要な事業量を確保済み」の割合が 59.1%。

図表2-82 放課後子供教室の事業量確保状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	必要な事業量確保に向けた取組の途中	302	38.6
2	既に必要な事業量を確保済み	463	59.1
	無回答	18	2.3
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市及び中核市では、他の都市区分よりも「必要な事業量確保に向けた取組の途中」と回答する割合が高い(それぞれ 63.2%、63.8%)。

図表2-83 放課後子供教室の事業量確保状況別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問6②. 放課後子供教室の実施における量の確保について(SA)		
			1. 必要な事業量確保に向けた取組の途中	2. 既に必要な事業量を確保済み	無回答
全体		783	302	463	18
		100.0	38.6	59.1	2.3
都市区分	1. 政令指定都市	19	12	7	0
		100.0	63.2	36.8	0.0
	2. 東京特別区	19	8	11	0
		100.0	42.1	57.9	0.0
	3. 中核市	47	30	16	1
	100.0	63.8	34.0	2.1	
	4. 一般市	405	190	203	12
	100.0	46.9	50.1	3.0	
	5. 町村	293	62	226	5
	100.0	21.2	77.1	1.7	

- ✓ 事業量確保に向けた取組の途中と回答した自治体に対し、今後の実施予定場所を尋ねたところ、「小学校内等が中心」が 66.2%、「小学校外が中心」が 9.3%、「場所は定めていない」が 24.5%であった。

図表2-84 放課後子供教室の今後の実施予定場所別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	小学校内等が中心	200	66.2
2	小学校外が中心	28	9.3
3	場所は定めていない	74	24.5
	無回答	0	0.0
	非該当	898	
	全体	302	100.0

注24.問6②に回答がなかったが、問6②-1に回答があった場合、問6②-1の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、町村では他の都市区分と比較して「小学校外が中心」や「場所は定めていない」と回答する割合が高い(それぞれ 22.6%、30.6%)。

図表2-85 放課後子供教室の今後の設置予定場所別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問6②-1. (取組の途中の場合) 今後の実施予定場所 (SA)			
			1. 小学校内等が中心	2. 小学校外が中心	3. 場所は定めていない	無回答
全体		302	200	28	74	0
		100.0	66.2	9.3	24.5	0.0
都市区分	1. 政令指定都市	12	11	0	1	0
		100.0	91.7	0.0	8.3	0.0
	2. 東京特別区	8	8	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	3. 中核市	30	21	0	9	0
	100.0	70.0	0.0	30.0	0.0	
	4. 一般市	190	131	14	45	0
		100.0	68.9	7.4	23.7	0.0
	5. 町村	62	29	14	19	0
		100.0	46.8	22.6	30.6	0.0

- ✓ 小学校内等での実施を検討する理由としては、「子どもが安全に過ごすことができるため」が 94.0%で最も多く、続いて「学校との連絡調整を行いやすいため」が 84.0%、「実施場所を確保しやすいため」が 72.5%。
- ✓ 「その他」としては、「学校改築に合わせた新規開設が可能なため」等の回答があった。

図表2-86 放課後子供教室の小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	子どもが安全に過ごすことができるため	188	94.0
2	実施場所を確保しやすいため	145	72.5
3	学校との連絡調整を行いやすいため	168	84.0
4	保護者との連絡調整を行いやすいため	81	40.5
5	地域の理解が得られやすいため	73	36.5
6	参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	35	17.5
7	両事業及び他事業との連携を行いやすいため	88	44.0
8	その他	7	3.5
	無回答	0	0.0
	非該当	1,000	
	全体	200	100.0

注25.問6②-1に回答がなかったが、問6②-1-1と問6②-1-2の両方に回答があった場合、問6②-1-1、問6②-1-2の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。
  - ・ 「実施場所を確保しやすいため」は、東京特別区において他の都市区分よりも回答割合が低い(50.0%)。
  - ・ 「参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため」は、一般市及び町村において他の都市区分よりも回答割合が低い(それぞれ 12.2%、20.7%)。

図表2-87 放課後子供教室の小学校内等での実施を検討する理由別自治体数(都市区分別)(MA)

		問6②-1-1.(小学校内等が中心の場合)小学校内等での実施を検討する理由(MA)									
合計		1.子どもが安全に過ごすことができるため	2.実施場所を確保しやすいため	3.学校との連絡調整を行いやすいため	4.保護者との連絡調整を行いやすいため	5.地域の理解が得られやすいため	6.参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため	7.両事業及び他事業との連携を行いやすいため	8.その他	無回答	
全体		200	188	145	168	81	73	35	88	7	0
		100.0	94.0	72.5	84.0	40.5	36.5	17.5	44.0	3.5	0.0
都市区分	1.政令指定都市	11	10	9	9	6	6	4	6	2	0
		100.0	90.9	81.8	81.8	54.5	54.5	36.4	54.5	18.2	0.0
	2.東京特別区	8	7	4	6	4	4	3	4	1	0
		100.0	87.5	50.0	75.0	50.0	50.0	37.5	50.0	12.5	0.0
	3.中核市	21	21	15	16	5	7	6	12	1	0
		100.0	100.0	71.4	76.2	23.8	33.3	28.6	57.1	4.8	0.0
4.一般市	131	123	99	114	54	46	16	56	1	0	
	100.0	93.9	75.6	87.0	41.2	35.1	12.2	42.7	0.8	0.0	
5.町村	29	27	18	23	12	10	6	10	2	0	
	100.0	93.1	62.1	79.3	41.4	34.5	20.7	34.5	6.9	0.0	

- ✓ 小学校内等での実施を推進するために実施している事項は、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が43.5%で最も多く、続いて「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」が43.0%。「特に実施していることはない」も21.0%。

図表2-88 放課後子供教室の小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室の徹底活用等に向けた検討	87	43.5
2	放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進	86	43.0
3	学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	9	4.5
4	小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	21	10.5
5	学校施設の活用に当たっての責任体制明確化	39	19.5
6	その他	8	4.0
7	特に実施していることはない	42	21.0
	無回答	21	10.5
	非該当	1,000	
	全体	200	100.0

注26.問6②-1に回答がなかったが、問6②-1-1と問6②-1-2の両方に回答があった場合、問6②-1-1、問6②-1-2の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。
  - ・ 「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」は、東京特別区及び政令指定都市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ 75.0%、54.5%)。
  - ・ 「放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進」も、東京特別区及び政令指定都市において他の都市区分よりも回答割合が高い(それぞれ 75.0%、54.5%)。

図表2-89 放課後子供教室の小学校内等での実施推進のために実施している事項別自治体数(都市区分別)(MA)

	合計	問6②-1-2. (小学校内等が中心の場合) 小学校内等での実施を推進するために実施している事項(MA)							
		1. 余裕教室の徹底活用等に向けた検討	2. 放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進	3. 学校敷地内へのプレハブ等の設置検討	4. 小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討	5. 学校施設の活用に応じた責任体制明確化	6. その他	7. 特に実施していることはない	無回答
全体	200	87	86	9	21	39	8	42	21
	100.0	43.5	43.0	4.5	10.5	19.5	4.0	21.0	10.5
都市区分	1. 政令指定都市	11	6	6	2	0	4	0	3
		100.0	54.5	54.5	18.2	0.0	36.4	0.0	27.3
	2. 東京特別区	8	6	6	2	2	2	1	0
		100.0	75.0	75.0	25.0	25.0	25.0	12.5	0.0
	3. 中核市	21	7	10	0	0	6	1	7
		100.0	33.3	47.6	0.0	0.0	28.6	4.8	33.3
4. 一般市	131	55	51	2	16	20	6	27	
	100.0	42.0	38.9	1.5	12.2	15.3	4.6	20.6	
5. 町村	29	13	13	3	3	7	0	5	
	100.0	44.8	44.8	10.3	10.3	24.1	0.0	17.2	

- ✓ 小学校内等での実施を検討しないと回答した自治体に対し、その理由を尋ねたところ、「余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため」が 51.0%で最も多く、続いて「小学校外に利用しやすい施設等があるため」が 47.1%であった。
- ✓ 「その他」としては、「地域の実情に応じて検討する」「(学校内での実施は)管理・運営のための人員確保が厳しい」等の回答があった。

図表2-90 放課後子供教室の小学校内等での実施を検討しない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため	52	51.0
2	学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため	17	16.7
3	利用者から学校外での事業実施を望む声が聞かれるため	4	3.9
4	小学校外に利用しやすい施設等があるため	48	47.1
5	その他	24	23.5
	無回答	5	4.9
	非該当	1,098	
	全体	102	100.0

注27.問6②-1に回答がなかったが、問6②-1-3に回答があった場合、問6②-1-3の回答を集計に含めている。

4) 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について

① 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携推進状況(問7①)

- ✓ 両事業の連携推進状況については、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が32.8%、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が44.7%、「連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない」が21.8%。

図表2-91 連携推進状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	257	32.8
2	連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	350	44.7
3	連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない	171	21.8
	無回答	5	0.6
	非該当	417	
	全体	783	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、政令指定都市及び東京特別区では、他の都市区分と比較して「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(ともに68.4%)。一般市及び町村では、「連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が他の都市区分よりも高く、それぞれ48.6%、43.7%。

図表2-92 連携推進状況別自治体数(都市区分別)(SA)

	合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
		1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない	無回答
全体	783	257	350	171	5
	100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
都市区分	1. 政令指定都市	19	5	1	0
		100.0	68.4	26.3	5.3
	2. 東京特別区	19	13	5	1
		100.0	68.4	26.3	5.3
	3. 中核市	47	26	15	6
	100.0	55.3	31.9	12.8	
4. 一般市	405	130	197	74	4
	100.0	32.1	48.6	18.3	1.0
5. 町村	293	75	128	89	1
	100.0	25.6	43.7	30.4	0.3

- ✓ 所管部局別にみると、所管部局が「同じ(その他)」の場合には、他の場合と比較して「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(70.0%)。

図表2-93 連携推進状況別自治体数(所管部局別)(SA)

		合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
			1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
所管部局	同じ(福祉部局)	66	31	23	12	0
		100.0	47.0	34.8	18.2	0.0
	同じ(教育委員会)	177	70	72	32	3
		100.0	39.5	40.7	18.1	1.7
	同じ(その他)	30	21	5	4	0
	100.0	70.0	16.7	13.3	0.0	
異なる		506	133	248	123	2
		100.0	26.3	49.0	24.3	0.4

- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い。なかでも、一体化した運営を行う自治体において、「連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(60.7%)。なお、一体型を実施していない自治体では、36.7%が「運営については運営事業者に任せている/連携を推進していない」と回答している。

図表2-94 連携推進状況別自治体数(一体型実施有無別)(SA)

		合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
			1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	145	88	49	7	1
		100.0	60.7	33.8	4.8	0.7
上記以外		298	110	141	47	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
一体型実施を行っていない		311	43	150	114	4
		100.0	13.8	48.2	36.7	1.3

- ✓ 都道府県票と紐づけを行い、都道府県での取組状況によって市区町村の取組方針・取組状況に違いがあるかをみた。都道府県において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策」に取り組んでいる場合には、管内市区町村でも「連携に推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い(34.2%)。

図表2-95 連携推進状況別自治体数(都道府県における両事業所管部局の連携推進に関する取組状況別)(SA)

		合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
			1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者任せにしている/連携を推進していない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
都道府県票 連携に関する取 組状況	1. 取り組んでいる	690	236	307	143	4
		100.0	34.2	44.5	20.7	0.6
	2. 今後取り組む予定	27	5	12	10	0
		100.0	18.5	44.4	37.0	0.0
	3. 取り組んでいない	36	9	19	8	0
		100.0	25.0	52.8	22.2	0.0
	4. その他	30	7	12	10	1
		100.0	23.3	40.0	33.3	3.3

- ✓ 都道府県において、「両事業の職員・スタッフの合同研修」を実施している場合には、管内市区町村でも「連携に推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(34.9%)。

図表2-96 連携推進状況別自治体数(都道府県における両事業の合同研修実施有無別)(SA)

		合計	問7①. 両事業の連携推進状況(SA)			
			1. 連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	2. 連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 連携については運営事業者任せにしている/連携を推進していない	無回答
全体		783	257	350	171	5
		100.0	32.8	44.7	21.8	0.6
都道府県票 両事業の職員・ スタッフの合同 研修	実施している	582	203	260	115	4
		100.0	34.9	44.7	19.8	0.7
	実施していない	201	54	90	56	1
		100.0	26.9	44.8	27.9	0.5

注28. 都道府県票の問3①-2-1で「1. 両事業の職員・スタッフの合同研修」を選択した自治体と選択していない自治体に分けて集計を行った。

- ✓ 連携を推進していると回答した自治体に対し、一体型実施の推進状況を尋ねたところ、「連携推進・強

化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」が 36.9%、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 47.3%、「一体型を推進していない」が 15.8%。

図表2-97 一体型実施の推進状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある	224	36.9
2	一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	287	47.3
3	一体型を推進していない	96	15.8
	無回答	0	0.0
	非該当	593	
	全体	607	100.0

注29.問 7①で回答が無かったが、問 7①-1 に回答があった場合、問 7①-1 の回答を集計に含めている。

- ✓ これを都市区分別にみると、一般市及び町村では、他の都市区分と比較して「自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が低く(それぞれ 35.2%、28.1%)、「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」と回答する割合が高い(それぞれ 51.1%、47.8%)。町村では、「一体型を推進していない」も 24.1%を占める。

図表2-98 一体型実施の推進状況別自治体数(都市区分別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224 100.0	287 47.3	96 15.8	0 0.0
都市区分	1. 政令指定都市	18	14 100.0	4 22.2	0 0.0	0 0.0
	2. 東京特別区	18	14 100.0	2 11.1	2 11.1	0 0.0
	3. 中核市	41	24 100.0	17 41.5	0 0.0	0 0.0
	4. 一般市	327	115 100.0	167 51.1	45 13.8	0 0.0
	5. 町村	203	57 100.0	97 47.8	49 24.1	0 0.0

- ✓ 所管部局別にみると、「同じ(その他)」の場合には「自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い(69.2%)。また、「異なる」の場合には「一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない」が 52.2%を占める。

図表2-99 一体型実施の推進状況別自治体数(所管部局別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
所管部局	同じ(福祉部局)	54	30	16	8	0
		100.0	55.6	29.6	14.8	0.0
	同じ(教育委員会)	142	64	62	16	0
		100.0	45.1	43.7	11.3	0.0
	同じ(その他)	26	18	7	1	0
	100.0	69.2	26.9	3.8	0.0	
	異なる	381	112	199	70	0
		100.0	29.4	52.2	18.4	0.0

- ✓ 一体型を実施している自治体では、実施していない自治体よりも「(一体型実施の推進に向けて)自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い。なかでも、一体化した運営を行う自治体では、「(一体型実施の推進に向けて)自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(60.6%)。なお、一体型を実施していない自治体のうち、34.7%が「一体型を推進していない」と回答した。

図表2-100 一体型実施の推進状況別自治体数(一体型実施状況別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	137	83	52	2	0
		100.0	60.6	38.0	1.5	0.0
	上記以外	251	101	125	25	0
		100.0	40.2	49.8	10.0	0.0
一体型実施を行っていない		193	27	99	67	0
		100.0	14.0	51.3	34.7	0.0

- ✓ 都道府県票と紐づけを行い、都道府県での取組状況によって市区町村の取組方針・取組状況に違いがあるかをみた。都道府県において、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策」に取り組んでいる場合には、管内市区町村でも「一体型実施の推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が相対的に高い(38.5%)。

図表2-101 一体型実施の推進状況別自治体数(都道府県における両事業所管部局の連携推進に関する取組状況別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
都道府県票連携に関する取組状況	1. 取り組んでいる	543	209	246	88	0
		100.0	38.5	45.3	16.2	0.0
	2. 今後取り組む予定	17	5	12	0	0
		100.0	29.4	70.6	0.0	0.0
	3. 取り組んでいない	28	7	16	5	0
		100.0	25.0	57.1	17.9	0.0
	4. その他	19	3	13	3	0
		100.0	15.8	68.4	15.8	0.0

- ✓ 都道府県において、「両事業の職員・スタッフの合同研修」を実施している場合には、管内市区町村でも「一体型実施の推進に向け自治体として取り組んでいる事項がある」と回答する割合が高い(38.2%)。

図表2-102 一体型実施の推進状況別自治体数(都道府県における両事業の合同研修実施有無別)(SA)

		合計	問7①-1. (連携を推進している場合) 一体型実施の推進状況(SA)			
			1. 自治体として取り組んでいる事項がある	2. 一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない	3. 一体型を推進していない	無回答
全体		607	224	287	96	0
		100.0	36.9	47.3	15.8	0.0
都道府県票両事業の職員・スタッフの合同研修	実施している	463	177	212	74	0
		100.0	38.2	45.8	16.0	0.0
	実施していない	144	47	75	22	0
		100.0	32.6	52.1	15.3	0.0

注30. 都道府県票の間3①-2-1で「1. 両事業の職員・スタッフの合同研修」を選択した自治体と選択していない自治体に分けて集計を行った。

② 一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していることについて(問7②)

- ✓ 一体的な又は連携した実施を推進する自治体に対し、それら推進に向け実施している取組について尋ねたところ、「利用者への事業内容周知」が41.9%で最も多く、続いて「都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加」が35.9%、「市町村独自の従事者・参画者の研修の実施」が29.3%、「試行的な行事の実施」が26.3%であった。

図表2-103 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加	97	35.9
2	都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認	11	4.1
3	連携推進役等の配置	32	11.9
4	総合教育会議における協議	16	5.9
5	安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ	55	20.4
6	市町村独自の従事者・参画者の研修の実施	79	29.3
7	利用者への事業内容周知	113	41.9
8	試行的な行事の実施	71	26.3
9	一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施	41	15.2
10	その他	35	13.0
	無回答	8	3.0
	非該当	930	
	全体	270	100.0

- ✓ これを都市区分別にみると、以下のような傾向がみられた。

- ・ 「連携推進役等の配置」は、東京特別区では28.6%が実施しているが、その他の自治体での実施割合は2割以下。
- ・ 「安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ」は、政令指定都市及び東京特別区では42.9%が実施しているが、その他の地域では3割に満たない。
- ・ 「市町村独自の従事者・参画者の研修の実施」は、政令指定都市・東京特別区・中核市では半数以上が実施しているが、一般市、町村では3割に満たない。
- ・ 「試行的な行事の実施」は、一般市で29.0%、町村で27.3%と、他の都市区分と比較して若干高い割合となっている。

図表2-104 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(都市区分別)(MA)

	合計	問7②。(取り組んでいる事項がある場合)一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること(MA)											
		1. 都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加	2. 都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認	3. 連携推進役等の配置	4. 総合教育会議における協議	5. 安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ	6. 市町村独自の従事者・参画者の研修の実施	7. 利用者への事業内容周知	8. 試行的な行事の実施	9. 一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施	10. その他	無回答	
全体	270	97	11	32	16	55	79	113	71	41	35	8	
	100.0	35.9	4.1	11.9	5.9	20.4	29.3	41.9	26.3	15.2	13.0	3.0	
都市区分	1. 政令指定都市	14	0	2	1	6	11	6	1	5	2	0	
		100.0	35.7	0.0	14.3	7.1	42.9	78.6	42.9	7.1	35.7	14.3	0.0
	2. 東京特別区	14	6	2	4	2	6	7	9	3	7	1	
		100.0	42.9	14.3	28.6	14.3	42.9	50.0	64.3	21.4	50.0	7.1	0.0
	3. 中核市	27	11	2	5	3	7	16	15	6	1	5	0
	100.0	40.7	7.4	18.5	11.1	25.9	59.3	55.6	22.2	3.7	18.5	0.0	
4. 一般市	138	55	5	13	5	24	35	58	40	21	16	2	
	100.0	39.9	3.6	9.4	3.6	17.4	25.4	42.0	29.0	15.2	11.6	1.4	
5. 町村	77	20	2	8	5	12	10	25	21	7	11	6	
	100.0	26.0	2.6	10.4	6.5	15.6	13.0	32.5	27.3	9.1	14.3	7.8	

- ✓ これを所管部局別にみると、以下のような傾向がみられた。
  - ・ 「都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加」は、所管部局が「同じ」場合は約半数が実施する一方で、「異なる」場合は22.5%と低い割合。
  - ・ 「安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ」や「市町村独自の従事者・参画者の研修の実施」も上記と同様の傾向。

図表2-105 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(所管部局別)(MA)

		問7②.(取り組んでいる事項がある場合)一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること(MA)											
合計		1. 都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加	2. 都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認	3. 連携推進役等の配置	4. 総合教育会議における協議	5. 安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ	6. 市町村独自の従事者・参画者の研修の実施	7. 利用者への事業内容周知	8. 試行的な行事の実施	9. 一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施	10. その他	無回答	
全体		270 100.0	97 35.9	11 4.1	32 11.9	16 5.9	55 20.4	79 29.3	113 41.9	71 26.3	41 15.2	35 13.0	8 3.0
所管部局	同じ(福祉部局)	32 100.0	18 56.3	0 0.0	6 18.8	0 0.0	9 28.1	16 50.0	16 50.0	9 28.1	5 15.6	4 12.5	1 3.1
	同じ(教育委員会)	73 100.0	35 47.9	7 9.6	15 20.5	8 11.0	23 31.5	26 35.6	26 35.6	22 30.1	13 17.8	10 13.7	4 5.5
	同じ(その他)	21 100.0	11 52.4	1 4.8	1 4.8	0 0.0	5 23.8	11 52.4	10 47.6	2 9.5	6 28.6	3 14.3	0 0.0
	異なる	142 100.0	32 22.5	3 2.1	10 7.0	8 5.6	18 12.7	26 18.3	59 41.5	38 26.8	17 12.0	18 12.7	3 2.1

- ✓ 多くの項目において、一体型を実施している自治体の方が、実施していない自治体よりも取り組む割合が高い。一方で、一体型を実施していない自治体の約3割が「試行的な行事の実施」に取り組んでいると回答した。

図表2-106 一体的な又は連携した実施の推進に向けた取組別自治体数(一体化の推進状況別)(MA)

		問7②.(取り組んでいる事項がある場合)一体的な又は連携した実施の推進に向けて実施していること(MA)											
合計		1. 都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加	2. 都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認	3. 連携推進役等の配置	4. 総合教育会議における協議	5. 安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ	6. 市町村独自の従事者・参画者の研修の実施	7. 利用者への事業内容周知	8. 試行的な行事の実施	9. 一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施	10. その他	無回答	
全体		270 100.0	97 35.9	11 4.1	32 11.9	16 5.9	55 20.4	79 29.3	113 41.9	71 26.3	41 15.2	35 13.0	8 3.0
一体型実施を行っている	すべて一体化した運営	91 100.0	39 42.9	4 4.4	12 13.2	7 7.7	31 34.1	34 37.4	42 46.2	20 22.0	20 22.0	7 7.7	4 4.4
	上記以外	115 100.0	36 31.3	5 4.3	14 12.2	5 4.3	17 14.8	32 27.8	52 45.2	29 25.2	15 13.0	18 15.7	2 1.7
一体型実施を行っていない		48 100.0	14 29.2	1 2.1	3 6.3	3 6.3	4 8.3	8 16.7	10 20.8	8 31.3	4 8.3	9 18.8	2 4.2

- ✓ 市町村独自の従事者・参画者向け研修を実施している自治体に対し、その内容を尋ねたところ、「子どもとの関わり方や育成支援に関すること」が74.7%で最も多く、続いて「配慮が必要な子どもへの対応に関すること」が64.6%、「安全・衛生管理に関すること」が62.0%、「活動プログラムに関すること」が50.6%であった。
- ✓ 「その他」としては、「施設長の役割に関すること」「防災研修」「指導者等の資質向上を目的とした研修」等の回答があった。

図表2-107 研修の内容別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	活動プログラムに関すること	40	50.6
2	子どもとの関わり方や育成支援に関すること	59	74.7
3	配慮が必要な子どもへの対応に関すること	51	64.6
4	保護者への対応に関すること	25	31.6
5	安全・衛生管理に関すること	49	62.0
6	地域との関係づくりに関すること	23	29.1
7	事例検討	20	25.3
8	各地区の取組情報共有	17	21.5
9	その他	7	8.9
	無回答	0	0.0
	非該当	1,121	
	全体	79	100.0

- ✓ 利用者への事業内容周知を実施している自治体に対し、その具体的な取組内容を尋ねたところ、「パンフレット等の配布」が73.5%で最も多く、続いて「ウェブサイトでの説明」が41.6%、「地域学校協働本部・学校運営協議会等での周知等」が15.0%、であった。
- ✓ 「その他」としては、「毎月のおたよりを学校にて配布」「ポスター掲示」「学校・放課後児童クラブでの周知」等の回答があった。

図表2-108 事業内容周知に関する具体的な取組内容別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ウェブサイトでの説明	47	41.6
2	事例集の作成・発信	7	6.2
3	SNSの活用	11	9.7
4	パンフレット等の配布	83	73.5
5	地域学校協働本部・学校運営協議会等での周知等	17	15.0
6	その他	15	13.3
	無回答	1	0.9
	非該当	1,087	
	全体	113	100.0

- ✓ 以下は、一体型を推進する自治体において、どのような運営形態の下での一体型実施を推進するか尋ねたもの。

図表2-109 一体型の運営体制として最も推進する類型(SA)

No	カテゴリ名					n
	a.児童クラブ運営形態	b.子供教室運営形態	c.子供教室活動頻度	d.子供教室運営主体	e.両事業の運営主体	
1	公立公営	公営	週1回以上	市区町村	同じ	35
2	公立民営	公営	週1回以上	市区町村	異なる	32
3	公立民営	公営	月1～2回	市区町村	異なる	18
4	公立公営	公営	毎日	市区町村	同じ	16
5	公立公営	公営	月1～2回	市区町村	同じ	14
6	公立公営	委託	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	12
7	公立民営	委託	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	9
8	公立民営	委託	月1～2回	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	9
9	公立公営	委託	月1～2回	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	8
10	公立公営	公営	月1回より少ない	市区町村	同じ	6
11	公立民営	委託	毎日	営利法人	同じ	6
12	公立民営	委託	週1回以上	営利法人	同じ	6
13	公立民営	公営	月1回より少ない	市区町村	異なる	4
14	公立民営	委託	毎日	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	3
15	公立公営	委託	毎日	営利法人	異なる	2
16	公立民営	公営	毎日	市区町村	異なる	2
17	公立民営	委託	毎日	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	同じ	2
18	公立民営	委託	毎日	社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人	同じ	2
19	公立民営	委託	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	同じ	2
20	公立民営	その他	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	2
21	民立民営	委託	週1回以上	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	2
22	公立公営	公営	長期休暇中のみ	市区町村	同じ	1
23	公立公営	委託	毎日	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	1
24	公立公営	委託	週1回以上	その他	異なる	1
25	公立民営	委託	毎日	その他	同じ	1
26	公立民営	委託	週1回以上	社会福祉法人、社	同じ	1
27	公立民営	委託	月1回より少ない	営利法人	同じ	1
28	公立民営	委託	長期休暇中のみ	保護者会・運営委員会・任意団体・NPO	異なる	1
29	民立民営	公営	毎日	市区町村	異なる	1
30	民立民営	公営	月1～2回	市区町村	異なる	1
31	民立民営	公営	週1回以上	市区町村	異なる	1
	上記以外の体制（新たな運営形態）					4
	運営体制は特に決めていない					181
	その他					9
	無回答					108
	非該当					689
	合計					504

注31.問7①-1で回答がなかったが、問7②-3で回答があった場合、問7②-3の回答を集計に含めている。

- ✓ 一体型の効果・成果として期待するもの・実際に感じていることについては、以下のような意見があった（一部抜粋）。なお、(★)は一体型を実施している自治体で多くみられた内容である。

<効果に関すること>

- 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができる。
- 放課後における居場所づくりとして、地域のニーズを満たすことができると考えている。また、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室に参加することで、放課後児童クラブの施設狭隘や放課後児童支援員の負担過多といった課題の緩和が期待される。
- 放課後児童クラブでは出来ないような取組を放課後子供教室で行っていくことで事業の差別化を図り、それぞれの運営主体の連携を強化していくことで見守りの負担を軽減しながら、子どもに普段の学校生活では出来ないような体験の機会を提供できている。
- 放課後児童クラブは利用児童にとって家庭に並ぶ強固な居場所となる一方、放課後の世界を狭める障壁にもなりかねない。放課後子供教室との一体型実施によりクラブ外の児童とも放課後の時間を過ごすことができるようになることは、児童の世界を広げることにつながり、児童の健全な育成のために非常に効果的であると考えられる。
- 様々な遊びや異なる年齢の児童との交流、社会体験や自然体験等の多様な体験の場の創出等が促され、地域全体で子育てを支える視点の下、児童の放課後における多様な体験・活動ができる安全・安心な居場所の確保、豊かな人間性や社会性の獲得等が期待される。
- 放課後一緒に過ごすことのなかった児童同士が、地域住民等と触れ合いながら、体験活動や交流活動等をもとにすることで学校の授業だけでは得られないより多くの体験を獲得できる。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室間での情報交換が容易になるため、児童の情報を共有することができる。特に、配慮を要する児童への対応方針を統一しやすい(★)。
- 通い慣れた学校内での事業実施は、児童・保護者にとって安心である(★)。
- 地域コーディネーターの尽力により、地域との連携が図られている(★)。
- 両事業関係者が一緒に活動することによって、職員・スタッフの研鑽につながっている(★)。
- 地域の人と関わることで、家庭以外でも見守られていると感じ、温かい優しい気持ちが育つ。(★)
- 一体型で実施するところの方が、児童の活動が活発である。一体型での活動における児童の意欲が高いと感じている。(★)
- 人数が増えることで実施できる活動の幅が広がる。(★)
- 運営の効率化につながる。(★)
- 同一事業者が両事業の運営を委託することで、一方のスタッフが他方にヘルプ要員として赴くなど、シフトを編成しやすくなる。(★)

<課題に関すること>

- 放課後児童クラブは毎日実施し、放課後子供教室は不定期に実施しているため、連携が困難。
- 一体型実施の場合、放課後児童クラブ未登録児童の積極的な参加を促進することが困難。
- 制度が異なるために交流がなかった両事業の交流が進み、児童にとってよりよい活動を提供できることは良いと思うが、従事者や活動場所の制約から、国が提示するように全ての児童を

対象にすることはかなり困難である。(★)

- もともと目的が異なる事業であるため、支援員・指導員のスキル・考え方が異なる。(★)
- 両事業の所管が厚生労働省、文部科学省と分かれており、申請手続き等面倒・複雑と感ずることがある。(★)

### ③ 連携した実施や一体型実施を推進していない理由(問7③)

- ✓ 両事業の連携した実施、一体型実施を推進していないと回答した自治体に対し、その理由を尋ねたところ、「利用者(子どもと保護者)から連携を望む声が聞かれないため」が28.1%で最も多く、続いて「両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため」が27.3%、「放課後子供教室の実施回数が少ないため」が27.0%、「同一小学校内等での両事業実施が難しいため」が25.1%であった。
- ✓ 「その他」としては、「放課後児童クラブと放課後子供教室の距離が著しく遠いため」「放課後子供教室が自治会単位の実施であるため、連携が難しい」「放課後児童クラブと放課後子供教室の実施目的は異なり、ニーズも異なるため」等の回答があった。

図表2-110 連携した実施や一体型実施を推進していない理由別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	73	27.3
2	放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	62	23.2
3	放課後子供教室スタッフ不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	56	21.0
4	連携すると放課後児童クラブの機能を担保することが難しくなるため	31	11.6
5	連携すると放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	11	4.1
6	放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	9	3.4
7	放課後子供教室の実施回数が少ないため	72	27.0
8	連携に関する地域の理解が十分でないため	6	2.2
9	連携に関する学校の理解が十分でないため	8	3.0
10	利用者(子どもと保護者)から連携を望む声が聞かれないため	75	28.1
11	連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	18	6.7
12	他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要がないため	17	6.4
13	同一小学校内等での両事業実施が難しいため	67	25.1
14	その他	51	19.1
	無回答	22	8.2
	非該当	933	
	全体	267	100.0

✓ これを都市区分別にみたところ、以下のような傾向がみられた。

- ・ 人口規模の少ない自治体(中核市、一般市、町村)の方が、「放課後児童クラブ／放課後子供教室スタッフが不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため」と回答する割合が高い。
- ・ 「放課後子供教室の実施回数が少ないため」と回答する割合も同様。

図表2-111 連携した実施や一体型実施を推進していない理由別自治体数(都市区分別)(MA)

	合計	問7③: 連携した実施や一体型実施を推進していない理由(MA)														
		1. 両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	2. 放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	3. 放課後子供教室スタッフが不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	4. 連携する放課後児童クラブの機能を担保することが難しくなるため	5. 連携する放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	6. 放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	7. 放課後子供教室の実施回数が少ないため	8. 連携に関する地域の理解が十分でないため	9. 連携に関する学校の理解が十分でないため	10. 利用者(子どもと保護者)から連携を望む声がかからないため	11. 連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	12. 他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要があるため	13. 同一小学校内等での両事業実施が難しいため	14. その他	無回答
全体	267	73	62	56	31	11	9	72	6	8	75	18	17	67	51	22
都市区分																
1. 政令指定都市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 東京特別区	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
3. 中核市	6	2	1	1	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1
4. 一般市	119	35	27	25	12	2	5	27	5	7	29	9	4	29	28	6
5. 町村	138	35	34	30	18	8	4	44	1	1	43	9	13	36	21	14

✓ 所管部局別にみると、所管部局が異なる場合には同じ場合と比較して「両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため」と回答する割合が高い(30.1%)。

図表2-112 連携した実施や一体型実施を推進していない理由別自治体数(所管部局別)(MA)

	合計	問7③: 連携した実施や一体型実施を推進していない理由(MA)														
		1. 両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	2. 放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	3. 放課後子供教室スタッフ不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	4. 連携する放課後児童クラブの機能を担保することが難しくなるため	5. 連携する放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	6. 放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	7. 放課後子供教室の実施回数が少ないため	8. 連携に関する地域の理解が十分でないため	9. 連携に関する学校の理解が十分でないため	10. 利用者(子どもと保護者)から連携を望む声がかからないため	11. 連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	12. 他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要があるため	13. 同一小学校内等での両事業実施が難しいため	14. その他	無回答
全体	267	73	62	56	31	11	9	72	6	8	75	18	17	67	51	22
所管部局																
同じ(福祉部局)	20	3	5	4	2	0	2	7	1	0	7	2	1	5	5	2
同じ(教育委員会)	48	11	11	12	8	4	4	9	0	1	13	1	0	10	16	4
同じ(その他)	5	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	2
異なる	193	58	46	39	21	5	4	56	5	7	54	14	16	51	28	14

✓ 一体型の実施有無別にみると、一体型を実施している自治体では、実施していない自治体と比較して「放課後子供教室の実施回数が少ないため」と回答する割合が高い(39.3%)。他方、一体型を実施していない自治体では、実施している自治体と比較して「同一小学校内での事業実施が難しいため」と回答する割合が高い(32.3%)。

図表2-113 連携した実施や一体型実施を推進していない理由別自治体数(一体型の実施有無別)(MA)

	合計	問7③: 連携した実施や一体型実施を推進していない理由(MA)														
		1. 両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため	2. 放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	3. 放課後子供教室スタッフ不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため	4. 連携する放課後児童クラブの機能を担保することが難しくなるため	5. 連携する放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくい	6. 放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため	7. 放課後子供教室の実施回数が少ないため	8. 連携に関する地域の理解が十分でないため	9. 連携に関する学校の理解が十分でないため	10. 利用者(子どもと保護者)から連携を望む声がかからないため	11. 連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られないため	12. 他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要があるため	13. 同一小学校内等での両事業実施が難しいため	14. その他	無回答
全体	267	73	62	56	31	11	9	72	6	8	75	18	17	67	51	22
一体型実施																
行っていない	161	41	36	30	13	2	3	36	2	2	43	8	10	52	30	16
行っている	84	24	24	18	12	8	5	33	4	4	26	5	6	32	8	5

## 5) その他(問8)

- ✓ 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関する意見、要望の一部を以下に示す。

### <両事業の運営方針に関すること>

- ・ 昼間に保護者が家庭等にいない児童を対象とした放課後児童クラブへの入所希望が多く、一部に入所不承諾が発生している状況である。そのため、希望する誰もが参加できる放課後子供教室よりも放課後児童クラブの充足を優先したい。
- ・ へき地であり、児童数が少ないため統合が進み、現在拠点地区にしか学校がなく、ほとんどの児童がバスでの集団下校なので放課後子供教室を行うことは難しい。

### <一体的な又は連携した実施の推進に関すること>

- ・ 今年度から試行的に1か所で一体的な取り組みを行う計画をしている。この取り組みの評価が良ければ、来年度以降も拡大して取り組みたいと考える。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室は両事業の目的や性質が違うものであり、また、実施の経緯も異なることから両事業の一体的又は連携した早期の実施は困難と考えている。今後は、放課後の子ども達が安心して活動できる場を確保するため、両事業の充実を図り、早期の実施を目指す。
- ・ 対象児童、放課後児童支援員の資格の有無が放課後児童クラブと放課後子供教室では異なっており、一体的又は連携した事業の実施については、難しさを感じる。
- ・ どちらも放課後に子どもが過ごす場を提供する意味を持っており、非常に類似性の高い事業と考えられる。一体型などではなく、明確に区別した方が事業として実施しやすい。
- ・ 一律の対応を求めるのではなく、地域の実情に応じた施策を推進すべきであって、目標数を達成するために一体化を進めているように感じられる。手段が目的と化してしまっていると感じられる。また、市内5館の公民館等施設において、全ての学校区から参加出来る類似事業を実施しているが、放課後子供教室事業としてはカウントしていない状況である。よって、放課後子供教室を実施しているか、いないか、という問われ方では「実施していない」としか回答することが出来ない。
- ・ 放課後児童クラブ実施場所と学校は少し距離があるため、「一体的」というのも地域の現状に合わない。地域の状況を踏まえ、子どもたちにとって良い方法があれば、実施を検討していきたいと思っている。
- ・ 少子化による小学校の統廃合を控えており、合併後の放課後児童クラブの体制が整った後の検討課題と認識している。

### <事業実施体制に関すること>

- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な又は連携した実施をするためには、教育委員会や各学校との十分な協議も踏まえて進めていかなければならない。また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合の連絡体制等、双方の運営者が連携を図るように指導していかなければいけない。
- ・ 担当課が同じため、一体的な事業の実施に関する推進は進めやすいものの、それぞれの事業の定員や管理上の課題もある。
- ・ 市内小学校ごとに放課後児童クラブがあり、待機児童もいないため、放課後子供教室はない。現

在、小学校とは別の福祉部局が放課後児童クラブ事業を担当しているが、放課後ではあるが、教育委員会で小学校と連携する形で、運営した方が保護者とも連携がとりやすいと考える。

- ・ 放課後児童クラブは福祉部局、放課後子供教室は教育委員会が担当しているが、両部局間で協議を行っていない状況である。本町においては、児童館で実施している行事が一部放課後子供教室の内容と相似している部分もあるが、これを放課後子供教室と位置付けてはいない。併設している放課後児童クラブとの連携について、放課後子供教室としての事業実施を含め、両部局間で協議をする必要がある。
- ・ 一体型実施には、地域・学校・行政の連携が不可欠であるが、行政部局では所管課が異なっていたり、または指定管理になると、1校の中での事業の運営に多くの人、団体が関わることになる。故に、一体型での実施はそれほど簡単に出来るようなものではないように思われる。
- ・ 本市において、学童クラブは一部を除いて学校法人に全面委託していることから、指定管理や市直営で運営している放課後子供教室と運営主体が異なり一律の対応ができない状況である。

#### <利用ニーズに関すること>

- ・ 子どもの数が少なく、子ども会活動や少年教室といった他の活動を実施することによって一定のニーズを満たしていると考えている。
- ・ 近年、当自治体の放課後児童クラブでは、待機児童がおらず、放課後子供教室の開設ニーズはない。また、各小学校区での協力団体の選出が困難であることも開設に至っていない理由の一つだ。

#### <小学校内等での事業実施に関すること>

- ・ 当自治体は子どもの増加が著しく、余裕教室の確保が難しい。また、各学校の判断に差があるため教室の利用や利用方法なども異なり、運用にもハードルが高いと感じている。一方で、保護者からの放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型についての要望は強く、検討課題となっている。
- ・ また、放課後児童クラブの児童が参加するだけのスペースが十分でない放課後子供教室がほとんどであり、週1、2回小学校の体育館をメインに実施している放課後子供教室以外は放課後児童クラブの活動として参加することは難しい。

#### <人員確保に関すること>

- ・ 放課後子供教室に関わる地域のサポーターの確保が今後の課題である。放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修、放課後児童支援員の資質向上研修の受講を促し、人材の確保に努める。
- ・ 放課後児童支援員の資質向上が必要である。
- ・ 放課後子供教室の実施に当たっては、地域ボランティアに依頼しているため、人員の確保が大変である。また、支援を必要とする児童が増えており、現場の負担が大きくなっている。
- ・ 一体的な推進を目指す場合、コーディネーター等の人材確保に対する支援が必要である。

#### <事業内容の周知に関すること>

- ・ 当自治体では、小学校2校のうち1校の小学校区内(地区公民館内)でのみ、放課後子供教室を実施している。放課後子供教室の参加児童は、小学校の児童数の約6%で、半分以上が放課後児童クラブの児童である。保護者や児童のニーズによるものか広報活動によるものかは、今後の課題となる。

#### <関係者の理解促進に関すること>

- 教育と子育て支援という目的の違う事業の一体型実施については、実際に従事する職員等の理解を得ることが難しいと思われる。
- 放課後児童クラブ職員は給料をもらっているのに対し、放課後子供教室のサポーターやコーディネーターは少額の謝金みのボランティア活動であるため、不公平感や両者の認識のずれにより一体型実施が難しい。
- 両事業の協力と連携により、児童への充実した関わりが可能となると思われるが、放課後児童クラブの利用児童数の増加や民営化等、年次変化もはげしく、さらに関係機関が多岐にわたってきているため、共通認識を図ることが難しい状況となっている。

#### <両事業の責任範囲に関すること>

- 当自治体においては、放課後子供教室が基本無料で自由来館であることもあり、けがをした際等の保険加入をしていないのに対して、放課後児童クラブは有料かつスポーツ安全保険に加入しており、一体的に活動する中でケガや器物の破損等が発生した場合の補償の不平等化や責任の所在が明確ではなくなることが危惧される。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室は異なる制度のため、両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しい。
- 一体型を実施するにあたり、放課後児童クラブ内での、放課後児童クラブのみで過ごす児童と放課後子供教室へ参加する児童への対応が異なるため、職員の対応が煩雑になると共に、責任の所在の不明確な部分ができやすい。

#### <安全管理・衛生管理に関すること>

- 放課後児童クラブにのみ登所するのか、放課後子供教室に参加したあと放課後児童クラブに登所するのか、放課後子供教室にのみ参加して帰宅するのか、児童と保護者間で情報共有がきちんとされていなかったり、出欠席の連絡を保護者が失念したり、児童の動きを把握するのが困難。児童がいなくなってしまう場合に誰が気づき、誰が保護者に連絡し、誰が捜索するのか。どちらのサービスも児童が自由に使えるようにしたいが、児童の安全確保が課題。
- 本町では放課後児童クラブや放課後子供教室を同一小学校で実施することは、長期休業日や土曜日、また学校管理者がいない時間帯を考慮した場合、学校施設(教室など)との分離や出入口扉の開閉などから困難である。
- 一体的または連携した実施を推進しているところだが、現在は新型コロナウイルス感染防止のため放課後子供教室への参加人数制限などを行っているため、放課後児童クラブの子どもを多数受け入れることが難しい。

#### <要望>

- 一体的な実施についてのモデルを提示してもらいたい。
- 一体型を実施することで生じるメリット等については様々な事例とともに紹介されているが、反対に一体型としたことによって生じた課題やデメリット、またそれらに対してどのように対応しているかなどの事例についても知る機会がほしい。
- 両事業間での費用負担の具体的な配分方法や、責任範囲等について明確な区分けや例示がある

とわかりやすい。行政担当者向けに両事業の制度や国等の補助事業の対象範囲を比較できる資料があると、両事業の担当部局が異なる場合も連携を進めやすい。

- 一体型で実施する場合の基準を、既存の放課後児童クラブや放課後子供教室の基準とは別に、新たに設けてほしい。
- 一体的又は連携した実施にあたっては学校職員の理解協力も不可欠になると思うので、国からの学校現場への周知をより一層図ってほしい。
- 今後は放課後児童クラブや放課後子供教室など事業の区別なく、放課後の児童の居場所づくりに取り組んでいく必要があると感じる。事業ごとではなく、放課後の居場所づくり全体に対する事業に対して補助等があるとよい。
- 数か年に渡るモデル事業などへの補助等、自治体の課題に応じたアプローチを実現できるような補助制度の充実もご検討いただきたい。
- 一体的を目指すなら、補助事業も統一化を図るべきである。また、小規模自治体では、柔軟に補助事業が活用できるよう要件緩和を望む。

以上



## 第3章

# 放課後児童クラブと放課後子供教室の 一体型実施に関するヒアリング調査



### 第3章 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施に関するヒアリング調査

#### 1. 調査の概要

##### 1) 目的

- ✓ 一体型実施の推進・運営のポイントや取組事例を広く周知する「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成に際し、各自治体における一体型実施の推進方策、並びに一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営体制等について、個別事例を把握することを目的とした。

##### 2) 調査対象と調査方法

###### ① 調査対象

- ✓ デスクリサーチ及びアンケート結果から抽出した以下の市区町村を調査対象とした(計10市区町村)。
- ✓ このほかに、アンケート調査結果や厚生労働省・文部科学省及び委員からの情報に基づき、「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成において有用と思われる取組を行っている自治体に対して電話で情報収集を行った。

図表3-1 ヒアリング調査協力自治体

No.	自治体名	放課後児童クラブ 所管部局	放課後子供教室 所管部局	調査実施日時・方法
1	青森県鶴田町 (東北、町村)	教育委員会社会教育班		令和3年10月11日(月) 15時～16時 オンライン
2	兵庫県淡路市 (近畿、一般市)	教育委員会教育部社会教育課		令和3年11月8日(月) 9時半～11時 オンライン
3	東京都練馬区 (関東、特別区)	教育委員会子ども家庭部子育て支援課		令和3年12月7日(火) 14時～15時半 訪問
4	千葉県浦安市 (関東、一般市)	健康子ども部青少年課		令和3年12月8日(水) 10時～11時半 訪問
5	東京都八王子市 (関東、中核市)	教育委員会生涯学習スポーツ部放課後児童支援課		令和3年12月14日(火) 13時～14時半 訪問
6	神奈川県平塚市 (関東、一般市)	健康・子ども部青少年課	教育委員会 社会教育部社会教育課	令和3年12月15日(水) 14時～15時半 訪問
7	新潟県新潟市 (北陸、政令指定都市)	子ども未来部 子ども政策課	教育委員会 地域教育推進課	令和3年12月16日(木) 10時～11時半 訪問
8	山口県萩市 (中国、一般市)	福祉部子育て支援課	教育委員会 文化・生涯学習課	令和3年12月21日(火) 14時～15時半 訪問
9	大阪府吹田市 (近畿、中核市)	教育委員会地域教育部		令和4年1月21日(金) 15時～16時半 電話
10	岩手県奥州市 (東北、一般市)	健康子ども部 子ども家庭課	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課	書面にて実施

## ② 調査方法

- ✓ 事務局メンバーが現地を訪問し、放課後児童クラブ・放課後子供教室所管課のご担当の方から直接話を伺った。対面形式でのヒアリングが難しい場合には、オンライン会議システムを用いて事務局と調査協力自治体をつなぎ、お話を伺った。
- ✓ 上記による調査への対応が困難な自治体については、お送りしたヒアリングシートにご記入のうえご返送いただく形式(書面回答)とした。

## 3) 主な調査内容

- ✓ 主な調査内容は、以下のとおり。
  - 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施状況
  - 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について
  - 一体型実施又は両事業の連携による成果と課題
  - 一体型設置促進ガイド(仮称)へ盛り込んでほしい事項 等

## 2. 調査結果

- ✓ 本ヒアリング調査は、一体型実施の推進に向けて各自自治体が「どのような取組を行っているのか」「それらの取組は、どのような課題意識の下で行うものなのか」「課題への対応に向け、各取組をどのように工夫しているのか」「取組実施により、一体型実施推進にどのような効果が得られているのか」を聴取し、「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の作成に活かすことを目的として実施したものである。
- ✓ そのため、ヒアリング調査実施に際し、「一体型実施、連携した実施を推進するうえでのポイント」及び「各ポイントごとの課題」を整理し、それら課題を調査の着眼点として取りまとめを行った。この「一体型実施、連携した実施を推進するうえでのポイント」及び「各ポイントごとの課題」は、「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」の骨子でもある。
- ✓ 以下が、各課題ごとの対応事例(ヒアリング調査で聞かれた事例)の概要である。これらの詳細は「放課後児童クラブと放課後子供教室の連携ガイドブック」を参照されたい。また、個別のヒアリング記録は、参考資料として本報告書の巻末に収録する。なお今回、オンライン又は書面回答でのヒアリング実施においては、メールベースでのやりとりが主であったこと、関連する資料の入手等が難しかったことなどにより、十分な情報収集を行うことができていない。効率的な手段をとりつつも効果的な調査を行う手法のブラッシュアップを、今後の課題としたい。

図表 3-2 一体的な又は連携した実施を推進するうえでの検討ポイントとポイント別の課題

検討ポイント	課題と対応事例
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">① 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施</p>	<p><b>課題</b> 育成支援・活動に従事する人材の確保が困難</p> <p><b>対応事例</b></p> <p><b>【放課後児童クラブの職員を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 放課後子ども教室スタッフの経験を経て、放課後児童支援員として勤務するキャリアパスを想定(青森県鶴田町)</li> <li>• 求人ポスターを掲示してPR(埼玉県入間市)</li> </ul> <p><b>【放課後子供教室の活動協力者を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域を愛する住民の思いを、放課後子ども教室の活動活性化につなげる体制の確立(山口県萩市)</li> <li>• 放課後子供教室に参加した経験のある高校生に協力を依頼(兵庫県淡路市)</li> <li>• PTA や学生ボランティアによる活動協力(新潟県新潟市)</li> </ul>
	<p><b>課題</b> 実施場所の確保が難しい</p> <p><b>対応事例</b></p> <p><b>【余裕教室等を徹底活用する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 余裕教室の活用促進に向けたガイドラインを策定(神奈川県平塚市)</li> <li>• 個別施設ごとの管理運営計画を策定(岩手県奥州市)</li> <li>• 小学校の統廃合を機に、小学校内に放課後児童クラブ・放課後子ども教室の専用スペースを設置(青森県鶴田町)</li> </ul> <p><b>【学校の一時的な利用を検討する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 放課後の時間帯のみ特別教室を借用して放課後児童クラブを実施(東京都目黒区)</li> <li>• 普通教室を利用して放課後子供教室を実施(東京都三鷹市)</li> <li>• 両事業の職員・スタッフと小学校との間で話し合いの時間をもち、時間割を確認しながら活用できる教室を確認(東京都練馬区)</li> </ul>
	<p><b>課題</b> 学校施設の利用について、学校の理解を得られない</p> <p><b>対応事例</b></p> <p><b>【管理運営における責任体制を明確化する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、施設利用に関する小学校の理解を促進(東京都練馬区)</li> </ul> <p><b>【学校施設を活用する他事業等との調整を円滑に行う】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校の教育活動や他の社会教育活動との調整の必要性を踏まえて利用可能な教室の状況を確認(広島県三原市)</li> </ul>

検討ポイント	課題と対応事例
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(2)多様な体験・活動を行うことのできる機会の提供</p>	<p><b>課題</b> 関係者間で互いの活動について共有がなされていない</p> <p><b>対応事例</b> <b>【両事業関係者が互いの活動に関して共有する機会をもつ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所管課間で活動内容案を共有、承認した後に協議会に提案するフローで事業計画を立案(山口県萩市)</li> <li>モデル事業の実施を通じて一体型実施の効果や課題を確認(千葉県浦安市)</li> <li>日常的な行き来と会議への参加を通じて、両事業職員・スタッフの交流を促進(新潟県新潟市)</li> </ul>
	<p><b>課題</b> 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する際の運営側の体制が決められていない</p> <p><b>対応事例</b> <b>【放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室に参加する際の体制を決める】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの場での活動における保険適用範囲を整理(新潟県新潟市)</li> </ul>
	<p><b>課題</b> 放課後児童クラブ利用児童含め、全ての児童が放課後子供教室に参加できることが、利用者に周知されていない</p> <p><b>対応事例</b> <b>【利用者(保護者、子ども)に対して、事業内容を周知する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ利用児童へのおたよりの配布を通じて放課後子ども教室の活動内容を周知(山口県萩市)</li> <li>地域の情報発信用ウェブサイトにて、放課後子ども教室の活動予定を掲載(神奈川県平塚市)</li> </ul>
<p>b. 両事業の連携を通じて育成支援・活動の質の向上を図る</p>	<p><b>課題</b> 活動企画・実施における協働体制の構築が必要</p> <p><b>対応事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元大学が提供するスキームを活用した研修の実施(青森県鶴田町)</li> <li>自治体担当者と職員が本音ベースで話し合える場を丁寧にもつことで、関係者の意識統一を図る(青森県鶴田町)</li> <li>放課後うらっこクラブを推進するための組織づくり(千葉県浦安市)</li> <li>研修実施を通じて両事業職員・スタッフの相互理解を促進(東京都練馬区)</li> <li>運営委員会の中で、新・放課後子ども総合プランに基づく市の放課後施策を議論(東京都八王子市)</li> <li>共通プログラムの内容を冊子にまとめ、取組の横展開を促進(新潟県新潟市)</li> </ul>

検討ポイント	課題と対応事例
	<p><b>課題</b> 安全・衛生管理に関する認識の統一が必要</p> <p><b>対応事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 合同避難訓練の実施(大阪府吹田市)</li> <li>• 一体型放課後児童クラブ・放課後子供教室の安全対策マニュアルを作成(千葉県浦安市)</li> <li>• 連携推進員が両事業の仲介役となることで、安全管理を強化(東京都八王子市)</li> <li>• 両事業の衛生管理方針を基本としつつ、細かな指導方法の違いをすり合わせ(新潟県新潟市)</li> </ul>
	<p><b>課題</b> 学校や地域も含めた情報共有が必要</p> <p><b>対応事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの健全育成に携わる関係者が参加できる研修会の実施(大阪府吹田市)</li> <li>• 「地区ごとの協議会での話し合い」「コーディネーターによる調整」の体制を構築することで、学校・地域との情報共有を促進(神奈川県平塚市)</li> <li>• 学校ごとの協議会で地域の課題を協議(東京都練馬区)</li> <li>• 「放課後児童クラブ・放課後子供教室と学校の連携」をテーマとした都道府県研修への参加・協力(東京都八王子市)</li> </ul>

※「対応事例」には、ヒアリング調査対象自治体(10 市区町村)のほか、電話ヒアリングを実施した自治体の情報も含んでいる。

